

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則

(昭和五十四年九月二十九日)

(通商産業省令第七十四号)

改正	昭和五十九年	三月	九日	通商産業省令	第一四号	
	平成	五年	七月三〇日	同	第四二号	
	同	五年	一二月一三日	同	第九一号	
	同	六年	四月一八日	同	第三五号	
	同	六年	九月	七日	同	第六一号
	同	八年	一月二五日	同	第四号	
	同	八年	三月	六日	同	第八号
	同	九年	二月二六日	同	第六号	
	同	九年	四月	九日	同	第七三号
	同	一〇年	三月三〇日	同	第三四号	
	同	一一年	一月二五日	同	三号	
	同	一一年	三月三一日	同	第四七号	
	同	一一年	一二月二二日	同	第一二〇号	
	同	一二年	一二月二〇日	同	第三四九号	
	同	一三年	一二月二八日	経済産業省令	第二四六号	
	同	一四年	三月二七日	同	第五四号	
	同	一四年	一二月二七日	同	第一二三号	
	同	一五年	二月	三日	同	第九号
	同	一五年	二月二四日	同	第一四号	
	同	一五年	三月三一日	同	第四三号	
	同	一六年	一〇月	六日	同	第一〇一号
	同	一八年	三月二九日	同	第一九号	
	同	一八年	九月一九日	同	第八八号	
	同	一九年	一二月二六日	同	第七四号	
	同	二一年	三月三一日	同	第二〇号	
	同	二一年	五月一二日	同	第三〇号	
	同	二一年	七月	一日	同	第三九号

同	二二年	二月一八日同	第	二	号
同	二二年	三月一九日同	第	一一	号
同	二五年	三月 一日同	第	七	号
同	二五年	十一月 一日同	第	五六	号
同	二五年	十二月二七日同	第	六六	号
同	二六年	三月三一日同	第	一七	号
同	二六年	十一月二八日同	第	六〇	号
同	二七年	一月一六日同	第	一	号
同	二七年	五月二二日同	第	四六	号
同	二八年	三月 一日同	第	一二	号
同	二八年	三月二八日同	第	四一	号
同	二八年	三月三〇日同	第	五六	号
同	二八年	五月二七日同	第	七一	号
同	二九年	二月二四日同	第	一〇	号
同	二九年	三月三〇日同	第	二九	号
同	二九年	三月三一日同	第	三四	号
同	三〇年	三月三〇日同	第	一六	号
同	三〇年	十一月二九日同	第	六七	号
同	三一年	三月二九日同	第	二〇	号
同	三一年	四月一二日同	第	四六	号
令和	元年	七月 一日同	第	一七	号
同	元年	十二月一三日同	第	四九	号
同	二年	三月三一日同	第	二五	号
同	二年	四月二八日同	第	四二	号
同	二年	十二月二八日同	第	九二	号
同	三年	三月三一日同	第	三三	号
同	三年	四月一九日同	第	四二	号
同	三年	五月一四日同	第	四七	号
同	三年	六月三〇日同	第	五七	号
同	四年	三月三一日同	第	二四	号
同	五年	三月二八日同	第	一一	号

同 六年 三月一五日同 第 一四号

同 六年 三月一五日同 第 一五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第二条第二項、第六条第二項、第七条、第九条、第十一条及び第二十条第一号並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号)第二条第一項並びに第五条第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則を次のように制定する。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則
(平二五経産令六六・令五経産令一一・改称)

(定義)

第一条 この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。)及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(平二五経産令六六・令五経産令一一・一部改正)

(化石燃料の種類)

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める石油製品は、ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス及び石油ガス(液化したものを含む。以下同じ。)とする。

2 法第二条第二項の経済産業省令で定める石炭製品は、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガスとする。

(平一二通産令三四九・平一五経産令一四・令五経産令一一・一部改正)

第三条 法第二条第二項の経済産業省令で定める用途は、燃焼及び燃料電池による発電とする。

(平一八経産令一九・追加)

(換算の方法)

第四条 令第二条第二項に規定する使用した化石燃料及び非化石燃料(以下この条において「燃料」という。)の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 別表第一の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。(ただし、換算係数に相当する係数で当該非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて

当該係数を用いることができるものとする。)

二 前号に規定する燃料以外の燃料にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

2 令第二条第二項に規定する熱の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 他人から供給された熱にあつては、別表第二の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数(以下この項において「換算係数」という。)を乗じた後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。(ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。)

二 燃料を熱源とする熱以外の熱(前号に掲げるものを除く。)にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

3 令第二条第二項に規定する電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気であつて、事業者自らが使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電されたものにあつては、電気の量千キロワット時を熱量三・六〇ギガジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。(ただし、換算係数に相当する係数で当該電気の熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。)

二 前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量千キロワット時に八・六四ギガジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

(平五通産令四二・平一一通産令三・平一五経産令一四・一部改正、平一八経産令一九・旧第三条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・令五経産令一一・令六経産令一四・一部改正)

(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定

める期限までに提出してしなければならない。

(平五通産令四二・追加、平一一通産令三・平一五経産令一四・一部改正、平一八経産令一九・旧第四条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・令二経産令四二・一部改正)

第六条 法第七条第三項の経済産業省令で定める事項は、工場等を設置している者が設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)及びその設置しているそれぞれの工場等(前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。)の前年度におけるエネルギーの使用量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)とする。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第五条の二繰下・一部改正)

(特定事業者に係る指定の取消しの申出)

第七条 法第七条第四項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第五条の三繰下)

(エネルギー管理統括者の選任)

第八条 法第八条第一項、第二十条第一項又は第三十二条第一項の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

- 一 エネルギー管理統括者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。
- 二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 特定事業者は、法第十五条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

- 3 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。)は、法第二十七条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。
- 4 認定管理統括事業者は、法第三十九条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十一条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。
- 5 前三項の承認を受けようとする特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者(以下「特定事業者等」という。)は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣(当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第十三条第二項及び第三項において同じ。)に提出しなければならない。
- 一 前三項の選任を必要とする理由を記載した書類
 - 二 前三項の規定により選任するエネルギー管理統括者の執務に関する説明書

(平二一経産令二〇・全改、平二二経産令一一・一部改正、平三〇経産令六七・旧第六条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理統括者の業務)

第九条 法第八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関する事
- 二 特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関する事
- 三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等
- 四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関する事

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第六条の二繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

第十条 法第二十条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関する事
- 二 特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関する事
- 三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等
- 四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関する事

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第十一条 法第三十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 認定管理統括事業者が設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等(当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次号において同じ。)におけるエネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関する事

二 認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること

三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等

四 第三十六条の報告書の作成事務及び法第百六十六条第三項の報告の作成事務に関すること

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出)

第十二条 法第八条第三項、第二十条第三項又は第三十二条第三項の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第六条の三繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理企画推進者の選任)

第十三条 法第九条第一項、第二十一条第一項又は第三十三条第一項の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 特定事業者等は、法第八条第一項、第二十条第一項又は第三十二条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3 前項の承認を受けようとする特定事業者等は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類

二 前項の規定により選任するエネルギー管理企画推進者の執務に関する説明書

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第六条の四繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(資質の向上を図るための講習の期間)

第十四条 法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日(エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十一条第二項又は第三十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第六条の五繰下・一部改正、令五経産令一一・令六経産令一五・一部改正)

(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)

第十五条 法第九条第三項、第二十一条第三項又は第三十三条第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第六条の六繰下・一部改正、令

二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(第一種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出)

第十六条 法第十条第二項、第二十二條第二項、第三十四條第二項又は第四十三條第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(平五通産令四二・旧第四条繰下・一部改正、平一一通産令三・平一五経産令一四・一部改正、平一八経産令一九・旧第六条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第七条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理者の選任)

第十七条 法第十一条第一項、第二十三條第一項、第三十五條第一項又は第四十四條第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

3 第一種特定連鎖化事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

4 第一種認定管理統括事業者は、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネ

ルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

5 第一種管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十一条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

6 前四項の承認を受けようとする第一種特定事業者、第一種特定連鎖化事業者、第一種認定管理統括事業者又は第一種管理関係事業者(以下「第一種特定事業者等」という。)は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣(当該第一種特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)に提出しなければならない。

一 前四項の選任を必要とする理由を記載した書類

二 前四項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

(平五通産令四二・旧第五条繰下、平一一通産令三・一部改正、平一八経産令一九・旧第七条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・平二二経産令一一・一部改正、平三〇経産令六七・旧第八条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理者の業務)

第十八条 法第十一条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第十九条 法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第二十条 法第三十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第二十一条 法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)

第二十二条 法第十一条第二項、第二十三条第二項、第三十五条第二項又は第四十四条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平五通産令四二・旧第六条繰下・一部改正、平九通産令七三・平一五経産令一四・一部改正、平一八経産令一九・旧第八条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第九条繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理員の選任)

第二十三条 法第十二条第一項、第十四条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項の規定に

よるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に選任することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種指定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

3 第二種特定事業者は、その設置している第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十五条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第二種特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

4 第一種指定連鎖化事業者は、その設置している第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十六条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種指定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

5 第二種特定連鎖化事業者は、その設置している第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等

におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十七条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第二種特定連鎖化事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

6 第一種指定管理統括事業者は、その設置している第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十八条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種指定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

7 第二種認定管理統括事業者は、その設置している第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第二十九条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第二種認定管理統括事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

8 第一種指定管理関係事業者は、その設置している第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第三十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種指定管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エ

エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

- 9 第二種管理関係事業者は、その設置している第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第三十一条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第二種管理関係事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)の承認を受けた場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

- 10 前八項の承認を受けようとする第一種指定事業者、第二種特定事業者、第一種指定連鎖化事業者、第二種特定連鎖化事業者、第一種指定管理統括事業者、第二種認定管理統括事業者、第一種指定管理関係事業者又は第二種管理関係事業者(以下「第一種指定事業者等」という。)は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣(当該第一種指定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。)に提出しなければならない。

一 前八項の選任を必要とする理由を記載した書類

二 前八項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に関する説明書

(平一五経産令一四・追加、平一八経産令一九・旧第九条の二繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第十一条繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー管理員の業務)

第二十四条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第二十五条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第二十六条 法第二十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第二十七条 法第二十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第二十八条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第二十九条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第三十条 法第四十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類

の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

第三十一条 法第四十七条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること
- 二 第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十六条第三項の報告に係る書類の作成

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(資質の向上を図るための講習の期間)

第三十二条 法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日(エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

- 一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者
- 二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第九条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十五条第二項又は第四十七条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

(平一五経産令一四・追加、平一八経産令一九・旧第九条の三繰下・一部改正、平二一経産令二〇・平二二経産令一一・一部改正、平三〇経産令六七・旧第十二条繰)

下・一部改正、令五経産令一一・令六経産令一五・一部改正)

(エネルギー管理員の選任又は解任の届出)

第三十三条 法第十二条第三項、第十四条第三項、第二十四条第三項、第二十六条第三項、第三十六条第三項、第三十八条第三項、第四十五条第三項又は第四十七条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平一五経産令一四・追加、平一八経産令一九・旧第九条の四繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第十三条繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(第二種エネルギー管理指定工場等その他の工場等に係る指定の取消しの申出)

第三十四条 法第十三条第二項、第二十五条第二項、第三十七条第二項又は第四十六条第二項の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(中長期的な計画の提出)

第三十五条 法第十五条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項又は第三十九条第一項及び第二項の規定による計画の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画(以下この項において単に「計画」という。)を提出しようとする年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の四月一日前に終了した直近の年度(以下この項において「申請前年度」という。)において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。

一 エネルギーの使用の効率(その効率を算定しようとする年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準(以下「エネルギーの使用の合理化に関する判断基準」という。))に定めるエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合又は当該年度に係るエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定める電気需要最適化評価原単位を当該年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。第三十七条第七号において同じ。)が九十九パーセント以下であること。

二 エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること(当該特定事業者等が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者が設置している工場等を含む。))におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。))。

3 第一項の規定にかかわらず、法第十五条第二項、第二十七条第二項又は第三十九条第二項の規定による計画(以下この項において単に「計画」という。)の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。

(平一一通産令三・追加、平一五経産令九・一部改正、平一五経産令一四・旧第九条の二繰下・一部改正、平一八経産令一九・旧第九条の六繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第十五条繰下・一部改正、令二経産令二五・令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(定期の報告)

第三十六条 法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平五通産令四二・追加、平一一通産令三・平一五経産令一四・一部改正、平一八

経産令一九・旧第十条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第十七条繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

第三十七条 法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量
- 二 前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上の工場等(第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等を除く。)にあつては、その使用量
- 三 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況
- 四 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況
- 五 判断基準の遵守状況及び電気の需要の最適化に資する措置に関する法第五条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置
- 六 生産数量(これに相当する金額を含む。)又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
- 七 エネルギーの使用の効率
- 八 判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値
- 九 非化石エネルギーの使用状況
- 十 エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

(平五通産令四二・追加、平九通産令六・平一一通産令三・平一二通産令三四九・平一五経産令一四・一部改正、平一八経産令一九・旧第十一条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・平二五経産令六六・一部改正、平三〇経産令六七・旧第十八条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

第三十八条 特定事業者等は、前条に掲げる事項の報告に併せて、経済産業大臣が定めるところにより、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために当該特定事業者等が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を報告することができる。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第十八条の二繰下)

(特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項)

第三十九条 法第十九条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者(以下この条において「事業者」という。)が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め

二 事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の(1)から(4)のいずれかを指定している定め

- (1) 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- (2) 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- (3) 照明器具の機種、性能又は使用方法
- (4) 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

2 事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前二号の定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に前二号の定めがあるものとみなす。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第二十二條の二繰下・一部改正、
令五経産令一一・一部改正)

(特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第四十条 法第十九条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第二十二條の三繰下・一部改正、
令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

第四十一条 法第十九条第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかであ

る場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等(前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。)の前年度におけるエネルギーの使用量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)とする。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第二十二条の四繰下・一部改正、
令五経産令一一・一部改正)

(特定連鎖化事業者に係る指定の取消の申出)

第四十二条 法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

(平二一経産令二〇・追加、平三〇経産令六七・旧第二十二条の五繰下・一部改正、
令五経産令一一・一部改正)

(密接関係者の要件)

第四十三条 法第三十一条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等
- 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等
- 三 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定管理統括事業者の認定)

第四十四条 法第三十一条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第三十一条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第一項各号の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条

第一項の規定に基づき認定する。」

- 3 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定管理統括事業者の認定の取消し)

第四十五条 経済産業大臣は、法第三十一条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第三十一条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件)

第四十六条 法第三十一条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行つていることとする。

一 工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二 工場等におけるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制

三 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(連携省エネルギー計画の認定の申請)

第四十七条 法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の認定を受けようとする工場等を設置している者及び他の工場等を設置している者(次条において「申請者」という。)は、共同で、様式第十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(連携省エネルギー計画の認定)

第四十八条 経済産業大臣は、法第五十条第一項の規定により連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

- 2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四十九条 法第五十一条第一項の規定により連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第五十条第一項の認定を受けた者(以下この条、次条第二項及び第五十一条において「認定者」という。)は、様式第十五による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書及びその写しの提出は、法第五十条第一項の認定に係る連携省エネルギー計画(法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携省エネルギー計画」という。)の写しを添付して行わなければならない。

- 3 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第五十一条第四項において準用する法第五十条第四項の定めにより照らしてその内容を審査し、当該連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第四項において準用する同法第五十条第四項の規定に基づき認定する。」

- 4 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による通知書を認定者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(軽微な変更)

第五十条 法第五十一条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五十条第四項の認定を受けた者の名称又は住所の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

- 2 法第五十一条第二項の規定により認定連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出

をしようとする認定者は、様式第十七による届出書を提出して行わなければならない。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定連携省エネルギー計画の認定の取消し)

第五十一条 経済産業大臣は、法第五十一条第三項の規定により認定連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定が取り消される認定者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(定期の報告)

第五十二条 法第五十三条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第十九による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平三〇経産令六七・追加、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

第五十三条 法第五十三条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量(法第五十条第四項(法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)
- 二 生産数量(これに相当する金額を含む。))又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(法第五十条第四項(法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)
- 三 エネルギーの使用の効率(法第五十条第四項(法第五十一条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(確認調査の申請)

第五十四条 法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項に規定する確認調査を受けようとする者は、登録調査機関の定めるところにより、確認調査申請書を当該登録調査機関に提出しなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第二十三条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(調査事項)

第五十五条 法第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は第八十七条第一項に規定する確認調査は、前年度における第三十七条各号に掲げる事項について行うものとする。

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第二十四条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(書面の交付)

第五十六条 法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付は、様式第二十による書面を交付して行うものとする。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第二十五条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(報告)

第五十七条 法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項又は第八十七条第三項の規定による報告は、様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第二十六条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(登録の申請)

第五十八条 法第八十八条の規定により登録の申請をしようとする者(以下「登録申請者」という。))は、様式第二十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 二 事業所の名称及び所在地を記載した書類
- 三 登録申請者が法第八十九条各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 確認調査を実施する者の氏名及び略歴
- 五 法第九十条第一項第二号イに規定する部門(以下「確認調査部門」という。))及び同号ハに規定する専任の部門(以下「信頼性確保部門」という。))の組織を明らかにする書類
- 六 確認調査部門の専任の管理者(以下「確認調査部門管理者」という。))及び信頼性確保部門の責任者(以下「信頼性確保部門責任者」という。))の氏名
- 七 確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者が登録調査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であることを説明した書類
- 八 法第九十条第一項第二号ロに規定する文書として、第六十二条に規定する標準作業書及び次に掲げる文書

- イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
- ロ 確認調査の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書
- ハ 精度管理(確認調査の精度を適切に保つことをいう。以下同じ。)の方法を記載した文書
- ニ 信頼性確保部門責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載した文書

九 確認調査の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第二十七条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(登録の更新の手続)

第五十九条 法第九十一条の規定により、登録調査機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第二十八条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(確認調査部門管理者の業務)

第六十条 確認調査部門管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 確認調査部門の業務を統括すること。
- 二 次条第三号の規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに改善措置を講ずること。
- 三 確認調査について第六十二条に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により確認調査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

四 その他必要な業務

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第二十九条繰下・一部改正)

(信頼性確保部門の業務)

第六十一条 信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第五十八条第八号ロの文書に基づき、確認調査の業務の管理について内部点検を定期的に行うこと。
- 二 第五十八条第八号ハの文書に基づき、精度管理を行うとともに、当該文書からの逸脱が生じた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。
- 三 第一号の内部点検及び前号の精度管理の結果(改善措置が必要な場合にあっては、当

該改善措置の内容を含む。)を確認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

四 その他必要な業務

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第三十条繰下・一部改正)

(確認調査の方法)

第六十二条 法第九十二条第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法とする。

- 一 確認調査の項目及び項目ごとの調査方法
- 二 確認調査に当たつての注意事項
- 三 確認調査により得られた結果の処理の方法
- 四 確認調査に関する記録の帳簿への記載事項
- 五 作成及び改定年月日

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第三十一条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(利害関係を有する事業者)

第六十三条 法第九十二条第三項の経済産業省令で定める登録調査機関と著しい利害関係を有する事業者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該登録調査機関
- 二 当該登録調査機関が株式会社である場合における親株式会社(当該登録調査機関を子会社とする株式会社をいう。)
- 三 役員又は職員(過去二年間にそのいずれかであつた者を含む。次号において同じ。)が当該登録調査機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者
- 四 役員又は職員のうちに当該登録調査機関(法人であるものを除く。)又は当該登録調査機関の代表権を有する役員が含まれている事業者
- 五 当該登録調査機関との取引関係その他の利害関係が確認調査に影響を及ぼすおそれがある事業者

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第三十二条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(事業所の変更の届出)

第六十四条 登録調査機関は、法第九十三条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第二十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第三十三条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(調査業務規程の届出)

第六十五条 登録調査機関は、法第九十四条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第二十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第三十四条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(調査業務規程の変更の届出)

第六十六条 登録調査機関は、法第九十四条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第二十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第三十五条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(調査業務規程の記載事項)

第六十七条 法第九十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 確認調査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 確認調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 確認調査の業務を行う場所に関する事項
- 四 確認調査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 五 法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項又は第八十七条第二項の規定による書面の交付に関する事項
- 六 確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項
- 七 確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の配置に関する事項
- 八 確認調査の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 確認調査の申請書その他確認調査に関する書類の保存に関する事項
- 十 財務諸表等(法第九十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。)の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、確認調査の業務に関し必要な事項

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第三十六条繰下・一部改正、令

五経産令一一・一部改正)

(業務の休廃止)

第六十八条 登録調査機関は、法第九十五条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第二十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第三十七条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第六十九条 法第九十六条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第九十六条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第三十八条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(帳簿)

第七十条 法第一百条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 確認調査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 確認調査の申請を受けた年月日

三 確認調査を行つた特定事業者等又は法第五十条第一項の認定を受けた者(特定事業者等を除く。)の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

- 四 確認調査を行つた年月日
- 五 確認調査を実施した者の氏名
- 六 確認調査の概要及び結果
- 七 第五十八条第八号ニの研修に関する記録
- 八 第六十一条第一号の内部点検及び同条第二号の精度管理の結果(改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。)に関する記録

2 登録調査機関は、法第百一条第二項の規定により帳簿を保存するときは、記載の日から三年間保存しなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第三十九条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(電磁的方法による保存)

第七十一条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第百一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第四十条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(公示)

第七十二条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第八十四条第一項の登録をしたとき。	- 一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 - 二 確認調査の業務を行う事務所の名称及び所在地 - 三 登録をした年月日
法第九十三条の規定による届出があつたとき。	- 一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所 - 二 変更後の確認調査の業務を行う事業所の所在地 - 三 変更する年月日

法第九十五条の規定による届出があつたとき。	一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二 休止し、又は廃止する確認調査の業務の範囲 三 確認調査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止する年月日 四 確認調査の業務の全部又は一部を休止する場合にあつては、その期間
法第百条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録調査機関の氏名又は名称及び住所 二 登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 確認調査の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた確認調査の業務の範囲及びその期間

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第四十一条繰下、令五経産令一一・令六経産令一四・一部改正)

(貨物の輸送の方法等を実質的に決定している要件)

第七十三条 法第百九条第二号の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。
- 二 貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所並びに貨物の輸送方法を決定していること。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(準荷主が荷主に行う指示事項)

第七十四条 法第百十条第三項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 貨物を受け取る者にあつては、貨物の受取を行う日時及び場所
- 二 貨物を引き渡す者にあつては、貨物の引渡しを行う日時及び場所

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)

第七十五条 法第百十三条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十七による届出書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由

を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十二条繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

第七十六条 法第百十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度の貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量(次年度以降における当該貨物の輸送量が令第十二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の当該貨物の輸送量)とする。

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第四十三条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(特定荷主に係る指定の取消しの申出)

第七十七条 法第百十三条第三項の規定による申出は、様式第二十八による申出書一通を提出してしなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十四条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(中長期的な計画の提出)

第七十八条 法第百十四条又は第百十八条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十九による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第百十四条第一項又は第百十八条第一項の規定による計画(以下この項において単に「計画」という。)を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度(以下この項において「申請前年度」という。)において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率(その効率を算定しようとする年度に係るエネルギー消費原単位を当該年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合をいう。以下この項及び第八十条第四号において同じ。)が九十九パーセント以下である者は、前年度のエネルギーの使用の効率が九十九パーセント以下である限りにおいて、最後に計画を提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定荷主又は認定管理統括荷主(以下「特定荷主等」という。)が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定

める期限までに提出すればよい。

- 3 第一項の規定にかかわらず、法第百十四条第二項又は第百十八条第二項の規定による計画(以下この項において単に「計画」という。)の内容が、計画を提出しようとする年度の四月一日前に終了した直近の年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十九による計画書一通を提出すればよい。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十五条繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

(定期の報告)

第七十九条 法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第三十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十六条繰下・一部改正、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

第八十条 法第百十五条第一項又は第百十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。)
- 二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百十一条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置
- 三 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量(これに相当する金額を含む。)その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
- 四 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率
- 五 非化石エネルギーの使用状況
- 六 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

(平一八経産令一九・追加、平三〇経産令六七・旧第四十七条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(密接関係荷主の要件)

第八十一条 法第百十七条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等
 - 二 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等
 - 三 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等
- (平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定管理統括荷主の認定)

第八十二条 法第百十七条第一項の規定による認定を受けようとする荷主(以下この条において「申請者」という。)は、様式三十一による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、法第百十七条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めに照らしてその内容を審査し、認定管理統括荷主の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十七条第一項の規定に基づき認定する。」

- 3 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定管理統括荷主の認定の取消し)

第八十三条 経済産業大臣は、法第百十七条第二項の規定により認定管理統括荷主の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十三による書面を当該認定が取り消される法第百十七条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している要件)

第八十四条 法第百十七条第一項第一号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針
- 二 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を行うための体制
- 三 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(荷主連携省エネルギー計画の認定の申請)

第八十五条 法第二百一十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の認定を受けようとする荷主及び他の荷主(次条において「申請者」という。)は、共同で、様式第三十四による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第八十六条 経済産業大臣は、法第二百一十一条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百一十一条第四項の規定に基づき認定する。」

2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による通知書を当該申請者に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第八十七条 法第二百二十二条第一項の規定により荷主連携省エネルギー計画の変更の認定を受けようとする法第二百一十一条第一項の認定を受けた荷主(以下この条、次条第二項及び第八十九条において「認定荷主」という。)は、様式第三十六による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、法第二百一十一条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー計画(法第二百二十二条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定によ

る変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定荷主連携省エネルギー計画」という。)の写しを添付して行わなければならない。

- 3 経済産業大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る荷主連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二百二十二条第四項において準用する法第二百二十一条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該荷主連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として認定荷主に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百二十二条第四項において準用する同法第二百二十一条第四項の規定に基づき認定する。」

- 4 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十七による通知書を認定荷主に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、平三一経産令二〇・令五経産令一一・一部改正)

(軽微な変更)

第八十八条 法第二百二十二条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二百二十一条第一項の認定を受けた者の名称又は住所の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、荷主連携省エネルギー計画の実施に支障がないと経済産業大臣が認める変更

- 2 法第二百二十二条第二項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定荷主は、様式第三十八による届出書を提出して行わなければならない。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(認定荷主連携省エネルギー計画の認定の取消し)

第八十九条 経済産業大臣は、法第二百二十二条第三項の規定により認定荷主連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による書面を当該認定が取り消される認定荷主に交付するものとする。

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(定期の報告)

第九十条 法第二百二十四条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第四十による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により

当該期限までに提出してすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

(平三〇経産令六七・追加、令二経産令四二・令五経産令一一・一部改正)

第九十一条 法第二百二十四条の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定に必要な事項を含む。)(法第二百一十一条第四項(法第二百二十二条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)
- 二 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量(これに相当する金額を含む。))その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(法第二百一十一条第四項(法第二百二十二条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)
- 三 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率(法第二百一十一条第四項(法第二百二十二条第四項にて準用する場合を含む。))の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る部分に限る。)

(平三〇経産令六七・追加、令五経産令一一・一部改正)

(特定エネルギー消費機器の適用除外)

第九十二条 令第十八条第二号の経済産業省令で定めるエアコンディショナーは、次に掲げるものとする。

- 一 圧縮用電動機を有しない構造のもの
- 二 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
- 三 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
- 四 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
- 五 スポットエアコンディショナー
- 六 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
- 七 室外側熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの
- 八 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。))を有する構造のもの
- 九 高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、

換気装置と連動した制御を行う構造のもの

十 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によつて圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

十一 床暖房又は給湯の機能を有するもの

十二 分離型であつて一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち冷房によつて吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの

十三 冷房の用のみに供するもの

十四 窓に設置される構造のもの

十五 壁を貫通して設置される構造のもの

十六 冷房能力が二十八キロワットを超えるもののうち、分離型であつて一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもの(各室内機を個別に制御するものに限る。)以外のもの

2 令第十八条第三号の経済産業省令で定める照明器具は、次に掲げるものとする。

一 蛍光灯器具又はエル・イー・ディー・電灯器具以外のもの

二 JIS(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。)C八ー〇五一三(二〇一一)、JISC八ー〇六(二〇一五)又はJISC八ー一一五(二〇一四)の対象となるもの以外のもの

三 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

四 JISZ八七二六(一九九〇)に規定する平均演色評価数が九〇以上のもの

五 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色(以下「昼光色等」という。)以外の光だけを発するもの並びに調色の過程においてのみ昼光色等を発するもの

六 四〇形未満の直管形蛍光ランプを使用する蛍光灯器具又は同等の寸法のエル・イー・ディー・電灯器具であつて、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくは直付け形のもの

七 規制等により安全や光環境を担保するための配光制御を必要とする構造のもの

八 JISC八ー一二(二〇一四)の対象となるエル・イー・ディー・卓上スタンド又は蛍光灯卓上スタンド

3 令第十八条第四号の経済産業省令で定めるテレビジョン受信機は、次に掲げるものとする。

一 ブラウン管を有するもの

二 テレビジョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。)による国内基幹放送(同法第十五条に規定する国内基幹放

送をいう。)を受信することができないもの

三 映像を表示する装置であつて直視型でないもの

四 プラズマディスプレイパネルを有するもの

五 表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が、十以下のもの

六 ワイヤレス方式のもの

七 電子計算機用ディスプレイであつてテレビジョン放送受信機能を有するもの

4 令第十八条第五号の経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。

一 カラー複写機

二 毎分八十六枚以上の複写が可能な構造のもの

三 定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの

四 毎分十三枚以上の複写ができない構造のもの

五 デジタル式以外のもの

5 令第十八条第六号の経済産業省令で定める電子計算機は、次に掲げるものとする。

一 四を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

二 入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が一秒につき十ギガビット以上のものに限る。)が五百十二本以上のもの

三 サーバ型電子計算機(ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。以下同じ。)において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、電子計算機毎に専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

四 サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたもののうち、六十四ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの

五 サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの

六 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものの

6 令第十八条第七号の経済産業省令で定める磁気ディスク装置は、電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するものとする。

7 令第十八条第九号の経済産業省令で定めるビデオテープレコーダーは、次に掲げるものとする。

- 一 音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの
- 二 走査線数が千百二十五本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの
- 三 再生機能のみを有する構造のもの
- 四 デジタル放送受信機内蔵のもの

8 令第十八条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。

- 一 家庭用のもののうち、次に掲げるもの
 - イ 吸収式のもの
 - ロ ワイン貯蔵が主な用途であるもの
- 二 家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの
 - イ 冷蔵室の定格貯蔵温度の下限が零度以上の冷氣強制循環形のもの
 - ロ 冷氣自然対流形のもの
 - ハ 定格内容積が二千リットルを超えるもの
 - ニ JISB八六三〇(二〇〇九)の対象となるものの以外のもの
 - ホ 一・一・一・二・二ーペンタフルオロエタン(別名HFC一一二五)、一・一・一・ートリフルオロエタン(別名HFC一一四三a)又は一・一・一・二ーテトラフルオロエタン(別名HFC一一三四a)を冷媒として使用しないもの
 - ヘ 電源から切り離れた状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの
 - ト 横型のものであつて高さの外形寸法(流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。)が六百五十ミリメートル以下のもの
 - チ 縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの
 - リ 水冷式凝縮器を有するもの
 - ヌ 筐体の両面に扉を有する構造のもの
 - ル ドロワー冷蔵庫
 - ヲ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

9 令第十八条第十一号の経済産業省令で定める電気冷凍庫は、次に掲げるものとする。

- 一 家庭用のもののうち、吸収式のもの
- 二 家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの

- イ 定格内容積が二千リットルを超えるもの
- ロ JISB八六三〇(二〇〇九)の対象となるもの以外のもの
- ハ 一・一・一・二・二ーペンタフルオロエタン(別名HFC一一二五)、一・一・一ートリフルオロエタン(別名HFC一一四三a)又は一・一・一・二ーテトラフルオロエタン(別名HFC一一三四a)を冷媒として使用しないもの
- ニ 定格貯蔵温度をマイナス三十度以下に維持できるもの
- ホ 電源から切り離れた状態で用いるためのものであつてキャスターを有するもの
- ヘ 横型のものであつて高さの外形寸法(流し台と一体のものにあつては、流し台の高さに相当する高さを除く。)が六百五十ミリメートル以下のもの
- ト 縦型のものであつて高さの外形寸法が二千五十ミリメートル以上のもの
- チ 水冷式凝縮器を有するもの
- リ 筐体の両面に扉を有する構造のもの
- ヌ 専ら検査用の食品を保管するためのもの
- ル ドロワー冷凍庫
- ヲ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、圧縮機の冷凍能力又は断熱性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が五十台未満のもの

10 令第十八条第十二号の経済産業省令で定めるストーブは、次に掲げるものとする。

- 一 都市ガスのうち一三Aのガスグループ(ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三Aのガスグループをいう。以下同じ。)に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
- 二 半密閉式ガスストーブ
- 三 最大の燃料消費量が四・〇リットル毎時を超える構造の半密閉式石油ストーブ
- 四 最大の燃料消費量が二・七五リットル毎時を超える構造の密閉式石油ストーブ

11 令第十八条第十三号の経済産業省令で定めるガス調理機器は、次に掲げるものとする。

- 一 業務の用に供するために製造されたもの
- 二 都市ガスのうち一三Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの
- 三 ガスグリル
- 四 ガスクッキングテーブル

五 カセットこんろ

12 令第十八条第十四号の経済産業省令で定めるガス温水機器は、次に掲げるものとする。

- 一 JISS二一〇九(二〇一九)又はJISS二一一二(二〇一九)の対象となるもの以外のもの
- 二 業務の用に供するために製造されたもの
- 三 都市ガスのうち一三Aのガスグループに属さないガスを燃料とするもの
- 四 ガス瞬間湯沸器のうち通気方式が自然通気式であつて、給排気方式が開放式以外のものの

五 ガスふろがまのうち次のいずれかに該当するもの

- イ 給湯の機能を有しないもの
- ロ 通気方式が自然通気式のもの
- ハ 循環方式が自然循環式のもの
- ニ 屋内に設置する構造のもの

六 暖房の用のみに供するもの

13 令第十八条第十五号の経済産業省令で定める石油温水機器は、次に掲げるものとする。

- 一 JISS三〇二一(二〇一七)、JISS三〇二四(二〇一七)又はJISS三〇二七(二〇一七)の対象となるもの以外(JISS二〇九一(二〇一三)に規定する高圧力型石油小形給湯機及び高圧力型石油給湯機付ふろがまを除く。)のもの
- 二 業務の用に供するために製造されたもの
- 三 給湯用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの
- 四 暖房用のもののうち、加熱形態が貯湯式であつて、急速加熱形以外のもの

14 令第十八条第十六号の経済産業省令で定める電気便座は、次に掲げるものとする。

- 一 温水洗浄装置のみのもの
- 二 可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- 三 専ら鉄道車両において用いるためのもの

15 令第十八条第十七号の経済産業省令で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- 一 カップ形の容器を用いる飲料を販売するためのもののうち、熱電素子を使用するもの
- 二 専ら鉄道車両において用いるためのもの
- 三 卓上型のもの
- 四 ビール(発泡酒を含む。)を除くアルコール飲料を販売するためのもの

16 令第十八条第十八号の経済産業省令で定める変圧器は、次に掲げるものとする。

- 一 H種絶縁材料を使用するもの

- 二 スコット結線変圧器
 - 三 三以上の巻線を有するもの
 - 四 柱上変圧器
 - 五 単相変圧器であつて定格容量が五キロボルトアンペア以下のもの又は五百キロボルトアンペアを超えるもの
 - 六 三相変圧器であつて定格容量が十キロボルトアンペア以下のもの又は二千キロボルトアンペアを超えるもの
 - 七 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて、三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - 八 定格二次電圧が百ボルト未満のもの又は六百ボルトを超えるもの
 - 九 風冷式又は水冷式のもの
- 17 令第十八条第十九号の経済産業省令で定めるジャー炊飯器は、次に掲げるものとする。
- 一 電子回路を有さないもの
 - 二 最大炊飯容量が〇・五四リットル未満のもの
- 18 令第十八条第二十号の経済産業省令で定める電子レンジは、次に掲げるものとする。
- 一 業務の用に供するために製造されたもの
 - 二 定格入力電圧が二百ボルト専用のもの
 - 三 庫内高さが百三十五ミリメートル未満のもの
 - 四 システムキッチンその他のものに組み込まれたもの
- 19 令第十八条第二十一号の経済産業省令で定めるディー・ブイ・ディー・レコーダーは、次に掲げるものとする。
- 一 ビデオテープレコーダー及び磁気ディスク装置を有さないもの
 - 二 ゲーム機能を有するもの
 - 三 サーバ機能を有するもの
 - 四 光ディスクの記録及び再生に用いるレーザー光の波長が六百ナノメートル以下のもの
- 20 令第十八条第二十二号の経済産業省令で定めるルーティング機器は、次に掲げるものとする。
- 一 インターネットプロトコルのパケットを伝送交換しないもの
 - 二 インターネットプロトコルのパケットを送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき二百メガビットを超えるもの(第六号に掲げるものを除く)

く。)

- 三 非同期転送モードを用いるための装置を容易に取り外すことができないもの
 - 四 電力線に十キロヘルツ以上の高周波電流を重畳する機能を有するもの
 - 五 電気通信信号を送受信するための接続口のうち音声を送受信するためのもの(インターネットプロトコルを用いるものを除く。)の数が三以上のもの
 - 六 インターネットプロトコルのパケットを無線で送信するに当たり、当該パケットの信号ビット数の和の最大値が一秒につき百メガビットを超えるもの
 - 七 人工衛星を利用する機能を有するもの
 - 八 直交周波数分割多重方式により、五十三以上の副搬送波を多重化して送信する機能を有するもの
 - 九 仮想閉域網を設定する機能を有するもの
 - 十 電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの
- 21 令第十八条第二十三号の経済産業省令で定めるスイッチング機器は、次に掲げるものとする。
- 一 イーサネットのフレームを伝送交換しないもの
 - 二 インターネットプロトコルのパケットを伝送交換するもの
 - 三 電気通信信号を送受信するための接続口のうち二線式の接続方式を用いるものの数が半数以上のもの
 - 四 筐体及び電子計算機その他のものに組み込むことができるように設計したもの
 - 五 電気通信信号を無線で中継する装置を制御するためのもの
 - 六 主に電力を供給するためのものであつて経済産業大臣が定めるもの
- 22 令第十八条第二十四号の経済産業省令で定める複合機は、次に掲げるものとする。
- 一 定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの
 - 二 原稿台を有しない構造のもの
 - 三 モノクローム複合機であつて毎分八十六枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの
 - 四 カラー複合機であつてモノクロームで毎分六十一枚以上の複写又は印刷が可能な構造のもの
 - 五 モノクロームで毎分十三枚以上の複写又は印刷ができない構造のもの
 - 六 デジタル式以外のもの
 - 七 複合機用デジタルフロントエンド(複合機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。)を内蔵するもの

23 令第十八条第二十五号の経済産業省令で定めるプリンターは、次に掲げるものとする。

- 一 定格入力電圧が百ボルト以外の構造のもの
- 二 モノクロームプリンターであつて毎分八十六枚以上の印刷が可能な構造のもの
- 三 カラープリンターであつてモノクロームで毎分六十一枚以上の印刷が可能な構造のもの
- 四 モノクロームで毎分十三枚以上の印刷ができない構造のもの
- 五 デジタル式以外のもの
- 六 印刷機用デジタルフロントエンド(印刷機用に設計された電子計算機であつて、専ら高度な画像処理を行うために用いられるものをいう。)を内蔵するもの

24 令第十八条第二十六号の経済産業省令で定める電気温水機器は、業務の用に供するために製造されたものとする。

25 令第十八条第二十七号の経済産業省令で定める交流電動機は、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからトまでの全てに該当するもの以外のもの
 - イ 定格周波数又は基底周波数が五十ヘルツ±五パーセントのもの、六十ヘルツ±五パーセントのもの又は五十ヘルツ±五パーセント及び六十ヘルツ±五パーセントの共用のもの
 - ロ 同一速度で運転するもの
 - ハ 定格電圧が千ボルト以下のもの
 - ニ 定格出力が〇・七五キロワット以上三百七十五キロワット以下のもの
 - ホ 極数が二極、四極又は六極のもの
 - ヘ JISC四〇三四一三〇(二〇一一)に規定する使用の種類がS1のもの、又はS3のものであつて、負荷時間率が八十パーセント以上のもの
 - ト 商用電源で駆動するもの
- 二 製品(輸出用のものを除く。)に組み込まれているものであつて、分離して法第一百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率が測定できないもの
- 三 JISC四〇〇三(二〇一〇)に規定する耐熱クラスが百八十(H)、二百(N)、二百二十(R)及び二百五十のもの
- 四 デルタスター方式のもの
- 五 船舶及び海洋構造物用に設計されたもの
- 六 液体中で使用される構造のもの

七 同期速度と回転子の回転速度との差の比率が次に掲げるもの

イ 出力が〇・七五キロワット以上百十キロワット以下の場合 五パーセント以上

ロ 出力が百十キロワット超三百七十五キロワット以下の場合 三パーセント以上

八 ダム及び堰のゲート用に設計されたもの

九 固定子又は回転子が金属材料で覆われたもの

十 極低温用のもの(マイナス二十度未満で使用するために設計されたものをいう。)

十一 インバーター駆動のもののうち、他力通風形のもの

十二 輸出用の製品に組み込まれるために製造されたもの

26 令第十八条第二十八号の経済産業省令で定める電球は、次に掲げるものとする。

一 JISC七五〇一(二〇一一)の対象となるもの以外の白熱電球

二 JISC七六五一(二〇一〇)の対象となるもの以外の蛍光ランプ

三 JISC八一五八(二〇一七)の対象ではないエル・イー・ディー・ランプであつて、JISC
七七〇九一一(二〇一八)に規定する口金がE一七以外のもの

四 JISC七六〇四(二〇〇六)の対象となる高圧水銀ランプ

五 振動又は衝撃に耐えることを主目的として設計されたもの

六 高温若しくは高湿又は低温の場所で使用することを主目的として設計されたもの

七 防滴構造を有するもの

八 光束を調整する機能を有するもの

九 JISZ八七二六(一九九〇)に規定する平均演色評価数が九〇以上の蛍光ランプ又はエ
ル・イー・ディー・ランプ

十 昼光色等以外の光だけを発するもの又は調色の過程においてのみ昼光色等を発する
もの

十一 反射鏡を有する構造のもの

十二 植物の育成用として設計されたもの

十三 熱源用として設計されたもの

27 令第十八条第二十九号の経済産業省令で定めるショーケースは、次に掲げるものとする。

一 JISB八六三一一二(二〇一一)の対象となるもの以外のもの

二 冷凍機を、ショーケース本体を設置する場所とは別の場所に設置するもの

三 冷凍機を内蔵するもののうち、次に掲げるもの

イ その内部のものを取り出す扉を有するものであつて、冷氣自然対流形のもの(上面

に透光性の材料を使用したものを除く。)

- ロ 上面が開放されておらず、かつ、側面のうち三面に透光性の材料を使用したもの
- ハ 高さが千六百五十ミリメートルを超えるもの、又は電動機の定格消費電力の合計が三百ワットを超えるものであつて、冷凍機をショーケース本体の上部に有するもの
- ニ 上面が開放されておらず、かつ、側面のうち少なくとも一面が常時開放されているもののうち、エアーカーテン(ショーケースの周囲の温度等によるその内部に及ぼす影響を低減するための空気流をいう。ホにおいて同じ。)を発生させないもの、又は発生させるものであつて奥行きの最大の外形寸法が八百ミリメートル以上のもの
- ホ 上面にエアーカーテンを発生させるものであつて、その内部の平均温度が十五度のもの、冷氣自然対流形のもの又は陳列室(その内部のものを保冷状態で陳列するための室をいう。)が二つあるもの
- ヘ 注文者の指図に基づき定められた筐体寸法、送風機、冷凍機若しくはヒーターの能力、断熱性能又は照明性能の仕様に従つてその注文者のために製造されたものであつて、年間の出荷台数が十台未満のもの

(平五通産令九一・全改、平六通産令三五・平六通産令六一・平八通産令八・平一一通産令四七・平一一通産令一二〇・平一二通産令三四九・平一四経産令一二三・平一六経産令一〇一・一部改正、平一八経産令一九・旧第十二条繰下・一部改正、平一八経産令八八・平一九経産令七四・平二一経産令三〇・平二一経産令三九・平二二経産令二・平二二経産令一一・平二五経産令七・平二五経産令五六・平二五経産令六六・平二八経産令一二・平二九経産令一〇・平二九経産令二九・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十八条繰下・一部改正、平三一経産令二〇・平三一経産令四六・令元経産令一七・令三経産令四二・令三経産令四七・令五経産令一一・一部改正)

(エネルギー消費効率)

第九十三条 法第一百五十一条第一号イに規定する特定エネルギー消費機器のエネルギー消費効率は、別表第三の上欄に掲げる特定エネルギー消費機器について同表の下欄に掲げる数値とする。

(平五通産令四二・旧第十条繰下、平六通産令六一・一部改正、平一八経産令一九・旧第十三条繰下・一部改正、平二五経産令六六・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十九条繰下・一部改正、平三一経産令二〇・令五経産令一一・一部改正)

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第九十四条 令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。

- 一 硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち面材を有しないもの
- 二 硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち吹付式のもの
- 三 ガラス繊維(グラスウールを含む。以下この条において同じ。)、スラグウール又はロックウールを用いた断熱材のうち吹込式のもの
- 四 ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が四十キログラム毎立方メートルを超えるもの

2 令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

- 一 片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたてすべり出し窓(それぞれ出窓であるものを除く。)に用いられるもの以外のもの
- 二 雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの
- 三 外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの
- 四 防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの
- 五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九の二号ロに規定する防火設備であるもの

3 令第二十一条第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

- 一 複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの
- 二 複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超え、かつ、当該板ガラスがJISR三二〇六(二〇〇三)に規定する強化ガラスであるもの
- 三 JISR三二二一(二〇二二)に規定する熱線反射ガラス

(平二五経産令六六・追加、平二六経産令六〇・平二九経産令二九・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十九条の二繰下・一部改正、令二経産令二五・令五経産令一一・一部改正)

(熱損失防止性能)

第九十五条 法第百五十六条第一号に規定する特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能は、別表第四の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる数値とする。

(平二五経産令六六・追加、平二六経産令六〇・一部改正、平三〇経産令六七・旧第四十九条の三繰下・一部改正、平三一経産令二〇・令五経産令一一・一部改正)

(開示)

第九十六条 法第百五十八条の経済産業省令で定める情報は、一定の時間ごとの電気の使用量とする。

(平二五経産令六六・追加、平三〇経産令六七・旧第五十条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

第九十七条 法第百五十八条の経済産業省令で定める方法は、インターネットの利用による方法、書面の交付による方法及び電磁的方法により提供する方法とする。ただし、当事者間に開示の方法の合意がある場合は、この限りでない。

(平二五経産令六六・追加、平三〇経産令六七・旧第五十一条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

第九十八条 法第百五十八条の経済産業省令で定める業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合は、社会通念上適切でないと認められる短期間に大量の情報の開示を求められる場合及び同一の電気を使用する者から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによつて他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合とする。

(平二五経産令六六・追加、平三〇経産令六七・旧第五十二条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(計画の作成及び公表)

第九十九条 法第百五十九条第一項で定める要件は、小売電気事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気が五億キロワット時未満の者であることとする。

(令五経産令一一・追加)

第九十九条の二 法第百五十九条第一項第二号において経済産業省令で定める情報は、十分ごとの電力量並びに測定の日及び時刻とする。

(平二五経産令六六・追加、平三〇経産令六七・旧第五十三条繰下・一部改正、令五経産令一一・旧第九十九条繰下・一部改正)

(立入検査の身分証明書)

第一百条 法第百六十六条第十一項の証明書の様式は、様式第四十一によるものとする。

(昭五九通産令一四・一部改正、平五通産令四二・旧第十一条繰下・一部改正、平一八経産令一九・旧第十四条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平二五経産令六六・旧第五十条繰下、平二九経産令二九・一部改正、平三〇経産令六七・旧第五十四条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

(光ディスクによる手続)

第百一条 第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書、第七十九条の報告書及び第九十条の報告書の提出については、当該計画書及び報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第四十二の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

(平一〇通産令三四・追加、平一八経産令一九・旧第十五条繰下・一部改正、平二一経産令二〇・一部改正、平二五経産令六六・旧第五十一条繰下・一部改正、平三〇経産令六七・旧第五十五条繰下・一部改正)

(光ディスクの構造)

第百二条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六〇一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

(平一〇通産令三四・追加、平一八経産令一九・旧第十六条繰下、平二五経産令六六・旧第五十二条繰下・一部改正、平三〇経産令六七・旧第五十六条繰下、令元経産令一七・一部改正)

(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)

第百三条 第五条の届出書、第七条の申出書、第八条第五項の申請書、第十二条の届出書、第十三条第三項の申請書、第十五条の届出書、第十六条の申出書、第十七条第六項の申請書、第二十二条の届出書、第二十三条第十項の申請書、第三十三条の届出書、第三十四条の申出書、第三十五条第一項、第二項又は第三項の計画書、第三十六条の報告書、第四十条の届出書、第四十二条の申出書、第四十四条第一項の申請書、第四十七条の申請書、第四十九条第一項の申請書、第五十条第二項の届出書、第五十二条の報告書、第五十七条の報告書、第七十五条の届出書、第七十七条の申出書、第七十八条第一項、第二項又は第三項の計画書、第七十九条の報告書、第八十二条第一項の申請書、第八十五条の申請書、第八十七条第一項の申請書、第八十八条第二項の届出書及び第九十条の報告書(以下「届出書等」という。)を提出しようとする者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定に基づき電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で

接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第四条第三項の規定は適用しない。

- 2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して第三十五条の計画書、第三十六条の報告書、第五十七条の報告書、第七十八条の計画書及び第七十九条の報告書(以下この項及び次条において「報告書等」という。)を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等は、当該報告書等を書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。)により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主等がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号(次項において「設定暗証符号」という。)を、特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

- 3 報告書等においてすべきこととされている署名等(情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。)に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主等の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

(平二五経産令六六・追加、平二七経産令四六・一部改正、平三〇経産令六七・旧第五十七条繰下・一部改正、令元経産令四九・令二経産令二五・令五経産令一一・一部改正)

(事前の届出等)

第百四条 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第四十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長(以下この条において「所轄経済産業局長」という。)にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

- 3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使

用を廃止するときは、遅滞なく、様式第四十四又は様式第四十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

(平二五経産令六六・追加、平二七経産令四六・一部改正、平三〇経産令六七・旧第五十八条繰下・一部改正、令五経産令一一・一部改正)

附 則

- 1 この省令は、法の施行の日(昭和五十四年十月一日)から施行する。
- 2 熱管理法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六十号)は廃止する。
- 3 法の施行の日から昭和五十五年八月三十一日までの間に、法第六条第一項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場についての第五条第一号の規定の適用については、同号中「エネルギー管理者を選任すべき事由が発生した日から六月以内に」とあるのは、「昭和五十六年二月二十八日までに」とする。

附 則 (昭和五十九年三月九日通商産業省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十九年二月二十一日から適用する。この場合において、昭和五十九年二月二十一日から同年三月八日までの間は、第九条第二項の改正規定中「第四条第二号」とあるのは、「第五条第二号」と読み替えて適用する。

附 則 (平成五年七月三〇日通商産業省令第四二号)

この省令は、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律の一部の施行の日(平成五年八月一日)から施行する。

附 則 (平成五年一二月一三日通商産業省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年四月一八日通商産業省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月七日通商産業省令第六一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年一月二五日通商産業省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月六日通商産業省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月二六日通商産業省令第六号)

この省令は、平成九年二月二十六日から施行する。ただし、平成九年五月末日までに提出することとされている報告にあつては、様式第四第五表及び第七表並びに様式第五第五表中

「原単位が年平均一％以上改善できなかった場合その理由」とあるのは「原単位が前年度に比し、悪化した場合その理由」と読み替えるものとする。

附 則（平成九年四月九日通商産業省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号） 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月二五日通商産業省令第三号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日通商産業省令第四七号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日通商産業省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二〇日通商産業省令第三四九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二八日経済産業省令第二四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二七日経済産業省令第五四号）

この省令は、平成十四年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二七日経済産業省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年二月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附 則（平成一五年二月二四日経済産業省令第一四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月六日経済産業省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月二九日経済産業省令第一九号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)
第七条第三項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される新法第八条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)附則第三条第三号又は第四号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第十二条に定める期間ごとに、当該者に新法第十三条第二項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第十二条各号列記以外の部分中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、「同条第一項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九十三号)による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」という。)第十条の二第一項第一号」と、同条第一号中「法第十三条第一項第一号」とあるのは「旧法第十条の二第一項第一号」と、「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と、同条第二号中「エネルギー管理員を」とあるのは「旧法第十条の二第一項のエネルギー管理員を」と、「法第十三条第二項」とあるのは「同条第二項」と、「エネルギー管理員に」とあるのは「エネルギー管理者に」と読み替えるものとする。

2 新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者は、改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される新法第八条第一項の規定により改正令附則第三条第五号に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任する場合には、新規則第十二条に定める期間ごとに、当該者に新法第十三条第二項に規定する資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。この場合において、新規則第十二条中「エネルギー管理員」とあるのは「エネルギー管理者」と読み替えるものとする。

第三条 改正法附則第五条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める者は、次の表の上欄に掲げるエネルギーの使用の合理化の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

燃料及び熱の使用の合理化	旧熱管理士(改正法の施行の際現に同法による改正前のエ
--------------	----------------------------

	エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者をいう。以下同じ。)又は旧熱講習修了者(改正法施行の際現にエネルギー管理員の講習に関する規則の一部を改正する省令(平成十八年経済産業省令第十六号)による改正前のエネルギー管理員の講習に関する規則(以下「旧講習規則」という。)第二条第一号に規定する熱管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。)
電気の使用の合理化	旧電気管理士(改正法施行の際現に旧法第八条第一項の規定により電気管理士免状の交付を受けていた者をいう。以下同じ。)又は旧電気講習修了者(旧講習規則第二条第二号に規定する電気管理講習の課程を修了した者をいう。以下同じ。)

第四条 新法第八条第一項に規定する第一種指定事業者(新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者を含む。)が改正法附則第五条の規定により読み替えて適用される新法第十三条第一項の規定により旧熱講習修了者又は旧電気講習修了者のうちからエネルギー管理員を選任する場合における新規則第十二条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「同条第一項第一号」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第九十三号)による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「旧法」という。)第十条の二第一項第一号」と、同条第一号中「法第十三条第一項第一号」とあるのは「旧法第十条の二第一項第一号」と、同条第二号中「法第十三条第二項」とあるのは「旧法第十条の二第二項」とする。

第五条 改正令附則第五条の規定によりエネルギー管理士(新法第九条第一項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下同じ。)又は旧熱管理士及び旧電気管理士を参画させるときは、前年度における原油換算燃料等使用量(改正令による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第一項に規定する原油換算燃料等使用量をいう。以下同じ。)が次の表の第一欄に掲げる区分であつて、かつ、前年度における電気の使用量が同表の第二欄に掲げる区分である工場を設置している新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者(新法第八条第一項に規定する第一種指定事業者(以下「第一種指定事業者」という。))を除く。次条において同じ。)が、同表第三欄に掲げる者のうちからエネルギー管理者を選任した場合にあつて、かつ、エネルギー管理士のうち

からエネルギー管理者を選任していない場合にあつては、同表第四欄に掲げる者又はエネルギー管理士を参画させ、その者に様式第八による書面を提出させなければならない。

三千キロリットル未満	千二百万キロワット時未満	旧熱管理士及び旧電気講習修了者	旧電気管理士
		旧熱管理士及び講習修了者(新法第十三条第一項第一号に掲げる者をいう。以下同じ。)	
		旧熱講習修了者及び旧電気管理士	旧熱管理士
		講習修了者及び旧電気管理士	
		旧熱講習修了者及び旧電気講習修了者	旧熱管理士及び旧電気管理士
		旧熱講習修了者及び講習修了者	
		講習修了者及び旧電気講習修了者	
		講習修了者のみ	
三千キロリットル以上	千二百万キロワット時未満	旧熱管理士及び旧電気講習修了者	旧電気管理士
		旧熱管理士及び講習修了者	
三千キロリットル未満	千二百万キロワット時以上	旧熱講習修了者及び旧電気管理士	旧熱管理士
		講習修了者及び旧電気管理士	

第六条 新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第八条第一号の規定の適用については、平成十八年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

第七条 第一種指定事業者についての新規則第十一条第一号の規定の適用については、平成十八年度においては、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

2 前項の規定は、新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者(以下「第二種特定事業者」という。)に準用する。この場合において、前項中「第十一条第一号」とあるのは、「第二十二条第一項において準用する第十一条第一号」と読み替えるものとする。

第八条 新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第十五条第一項の規定の適用については、平成十八年度においては、同項中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十八年九月末日までに」とする。

第九条 新法第七条第三項に規定する第一種特定事業者についての新規則第十七条の規定の適用については、平成十八年度においては、同条中「毎年度六月末日までに」とあるの

は、「平成十八年九月末日までに」とする。

- 2 前項の規定は、新法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者に準用する。この場合において、前項中「第十七条」とあるのは、「第二十二条第一項において準用する第十七条」と読み替えるものとする。

第十条 新規則第十八条第七号(第二十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十九年三月三十一日までは、適用しない。

第十一条 新法第二十条第一項に規定する登録調査機関についての新規則第二十四条の規定の適用については、平成十八年度においては、同条中「第十八条各号」とあるのは、「第十八条第一号から第六号まで」とする。

第十二条 新法第六十一条第一項に規定する特定荷主(以下「特定荷主」という。))についての新規則第四十五条の規定の適用については、平成十九年度においては、同項中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十九年九月末日までに」とする。

第十三条 特定荷主についての新規則第四十六条の規定の適用については、平成十九年度においては、同条中「毎年度六月末日までに」とあるのは、「平成十九年九月末日までに」とする。

附 則 (平成一八年九月一九日経済産業省令第八八号)

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年十一月二六日経済産業省令第七四号)

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三十一日経済産業省令第二〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)第七条第三項に規定する特定事業者(以下「特定事業者」という。))についてのこの省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第五条の規定の適用については、平成二十二年度においては、同条中「毎年度五月末日」とあるのは、「平成二十二年七月末日」とする。

第三条 特定事業者についての新規則第六条の四第一項第一号の規定の適用については、平

成二十二年において、同号中「六月」とあるのは、「九月」とする。

第四条 前二条の規定は新法第十九条第二項に規定する特定連鎖化事業者(以下「特定連鎖化事業者」という。)に準用する。

第五条 特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十五条の規定の適用については、平成二十二年においては、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。

第六条 特定事業者及び特定連鎖化事業者についての新規則第十七条の規定の適用については、平成二十二年においては、同条中「毎年度七月末日」とあるのは、「平成二十二年十一月末日」とする。

附 則 (平成二一年五月一二日経済産業省令第三〇号)

この省令は、平成二十一年五月十二日から施行する。

附 則 (平成二一年七月一日経済産業省令第三九号)

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成二二年二月一八日経済産業省令第二号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一九日経済産業省令第一一号)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の規定にかかわらず、同令別表第五第四号の下欄については、平成二十三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二五年三月一日経済産業省令第七号)

この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則 (平成二五年十一月一日経済産業省令第五六号)

この省令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年十二月二七日経済産業省令第六六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。ただし、第一条(第四十八条の改正規定、第四十九条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定に限る。)は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の様式のうち、様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十七年七月末日以後である報告から適用する。

附 則（平成二六年三月三十一日経済産業省令第一七号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第九及び第十一特定一第12表6の3の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年十一月二八日経済産業省令第六〇号）

この省令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二七年一月一六日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年五月二二日経済産業省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月一日経済産業省令第一二号）

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二八日経済産業省令第四一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(次項において「新規則」という。)別表第三の備考の規定については、平成二十八年度以降のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、平成二十七年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

2 新規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

附 則（平成二八年三月三〇日経済産業省令第五六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九及び様式第十一については、報告期限が平成二十九年七月末日以後である報告から適用する。

附 則（平成二八年五月二七日経済産業省令第七一号）
（施行期日）

第一条 この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二八年五月二七日）
（経過措置）

第二条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十五条第一項、第二十条第三項及び第六十三条第一項の規定による報告のうち、報告期限が平成二十八年七月末日以前である報告については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則様式第九、様式第十一及び様式第二十にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二九年二月二四日経済産業省令第一〇号）
この省令は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三〇日経済産業省令第二九号）
この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三四号）
1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
2 この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

附 則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一六号）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年十一月二九日経済産業省令第六七号）
（施行期日）

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三

第十五条第二項及び第七十八条第二項の規定は、平成三十二年三月三十一日までは、適用しない。

附 則（平成三十一年三月二九日経済産業省令第二〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一二日経済産業省令第四六号）

この省令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年一二月一六日）

附 則（令和二年三月三一日経済産業省令第二五号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（中長期的な計画の提出に関する経過措置）

2 この省令の施行の日前に特定事業者、特定連鎖化事業者若しくは認定管理統括事業者が提出したエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「法」という。)第十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第三十八条第一項の規定に基づく報告又はこの省令の施行の日前に登録調査機関が提出した法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項若しくは第八十三条第三項の規定に基づく報告において、この省令による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項第二号に掲げる要件を満たしている場合は、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第三十五条第二項の規定にかかわらず、当該報告がされた前年度において同項第二号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

（定期の報告に関する経過措置）

3 様式第九の特定一第六表、特定一第九表及び指定一第八表の改正規定並びに様式第二十一の特定一第六表、特定一第九表及び指定一第八表の改正規定は、令和三年四月一日以後に提出する報告(法第十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十八条第一項の規定に基

づく報告並びに法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項の規定に基づく報告をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出する報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年四月二八日経済産業省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年三月三十一日経済産業省令第三三号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年四月一九日経済産業省令第四二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年五月一四日経済産業省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日経済産業省令第五七号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日経済産業省令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二八日経済産業省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日。以下「施

行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(以下「新法」という。)第七条第三項及び第十九条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年五月末日以前である届出については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 新法第百十三条第二項の規定による届出のうち、届出期限が令和五年四月末日以前である届出については、新規則様式第二十七にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新法第七条第四項第二号、第十条第二項第二号及び第十三条第二項第二号の規定による申出のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申出については、新規則様式第二、様式第五及び様式第二十八にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新法第三十一条第一項及び第二項並びに第百十七条第一項及び第二項の規定による申請等のうち、令和六年三月三十一日以前に行う申請等については、新規則様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第三十一、様式第三十二及び様式第三十三にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新規則第三十七条第九号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年七月末日以後である報告から適用する。
- 6 新規則第八十条第五号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月末日以後である報告から適用する。
- 7 新法第十六条、第二十八条、第四十条、第五十三条、第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第八十七条第三項の規定による報告のうち、報告期限が令和五年七月末日以前である報告については、新規則様式第九(特定一第7表1—1、2及び3、特定一第12表6の1及び6の4、認定一第5表6の1及び6の4並びに指定一第8表2—1表中(4—2)及び(4—3)の項並びに2—2を除く。)、様式第十九及び様式第二十一(特定一第7表1—1、2及び3、特定一第12表6の1及び6の4、認定一第5表6の1及び6の4並びに指定一第8表2—1表中(4—2)及び(4—3)の項並びに2—2を除く。))にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 新法第八十四条第二項、第八十五条第二項、第八十六条第二項、第八十七条第二項の規定による交付のうち、令和五年七月末日以前に行う交付については、新規則様式第二十にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 新法第百十五条、第百十九条及び第二百二十四条の規定による報告のうち、報告期限が令

和五年六月末日以前である報告については、新規則様式第三十及び様式第四十にかかわらず、なお従前の例による。

- 10 新規則第四条、別表第一、別表第二及び別表第三の規定については、令和五年四月一日以後のエネルギーの年度の使用量の算定について適用し、令和四年度のエネルギーの年度の使用量の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月一五日経済産業省令第一四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第七十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月一五日経済産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一(第四条関係)

(平一五経産令一四・全改、平一八経産令一九・平二一経産令二〇・令五経産令一
一・一部改正)

原油 一キロリットル	三十八・三ギガジュール
うちコンデンセート 一キロリットル	三十四・八ギガジュール
揮発油 一キロリットル	三十三・四ギガジュール
ナフサ 一キロリットル	三十三・三ギガジュール
ジェット燃料油 一キロリットル	三十六・三ギガジュール
灯油 一キロリットル	三十六・五ギガジュール
軽油 一キロリットル	三十八・〇ギガジュール
重油	
イ A重油 一キロリットル	三十八・九ギガジュール
ロ B・C重油 一キロリットル	四十一・八ギガジュール
石油アスファルト 一トン	四十・〇ギガジュール
石油コークス 一トン	三十四・一ギガジュール
石油ガス	
イ 液化石油ガス(LPG) 一トン	五十・一ギガジュール
ロ 石油系炭化水素ガス 千立方メートル	四十六・一ギガジュール

可燃性天然ガス	
イ 液化天然ガス(LNG)(窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。) 一トン	五十四・七ギガジュール
ロ その他可燃性天然ガス 千立方メートル	三十八・四ギガジュール
石炭 一トン	
イ 原料炭	
(1) 輸入原料炭	二十八・七ギガジュール
(2) コークス用原料炭	二十八・九ギガジュール
(3) 吹込用原料炭	二十八・三ギガジュール
ロ 一般炭	
(1) 輸入一般炭	二十六・一ギガジュール
(2) 国産一般炭	二十四・二ギガジュール
ハ 輸入無煙炭	二十七・八ギガジュール
石炭コークス 一トン	二十九・〇ギガジュール
コールタール 一トン	三十七・三ギガジュール
コークス炉ガス 千立方メートル	十八・四ギガジュール
高炉ガス 千立方メートル	三・二三ギガジュール
発電用高炉ガス 千立方メートル	三・四五ギガジュール
転炉ガス 千立方メートル	七・五三ギガジュール
黒液 一トン	十三・六ギガジュール
木材 一トン	十三・二ギガジュール
木質廃材 一トン	十七・一ギガジュール
バイオエタノール 一キロリットル	二十三・四ギガジュール
バイオディーゼル 一キロリットル	三十五・六ギガジュール
バイオガス 千立方メートル	二十一・二ギガジュール
その他バイオマス 一トン	十三・二ギガジュール
RDF 一トン	十八・〇ギガジュール
RPF 一トン	二十六・九ギガジュール
廃タイヤ 一トン	三十三・二ギガジュール
廃プラスチック 一トン	二十九・三ギガジュール

廃油 一キロリットル	四十・二ギガジュール
廃棄物ガス 千立方メートル	二十一・二ギガジュール
混合廃材 一トン	十七・一ギガジュール
水素 一トン	百四十二ギガジュール
アンモニア 一トン	二十二・五ギガジュール

別表第二(第四条関係)

(平一八経産令一九・追加、平二一経産令二〇・令五経産令一一・一部改正)

産業用蒸気	一・一七
産業用以外の蒸気	一・一九
温水	一・一九
冷水	一・一九

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場等から供給された蒸気をいう。

別表第三(第九十三条関係)

(平六通産令三五・全改、平六通産令六一・旧別表第二繰下・一部改正、平八通産令八・平一一通産令四七・平一一通産令一二〇・平一二通産令三四九・平一四経産令一二三・平一六経産令一〇一・一部改正、平一八経産令一九・旧別表第三繰下・一部改正、平二一経産令三九・平二二経産令一一・平二五経産令七・平二五経産令五六・平二八経産令四一・平二九経産令一〇・平三〇経産令六七・一部改正、平三一経産令二〇・旧別表第五繰上・一部改正、平三一経産令四六・一部改正、令五経産令一一・旧別表第四繰上・一部改正)

一 エアコンディショナー(家庭用エアコンディショナーを除く。)	一 冷房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した冷房消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
	二 暖房エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房能力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した暖房消

	費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 三 冷暖房平均エネルギー消費効率は、冷房エネルギー消費効率と暖房エネルギー消費効率との和を二で除して得られる数値 四 通年エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房負荷及び暖房負荷をワット時で表した数値の和を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間の冷房消費電力量及び暖房消費電力量をワット時で表した数値の和で除して得られる数値
二 照明器具	一 エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 二 固有エネルギー消費効率は、以下の数値とする。 (一) 蛍光灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除し、経済産業大臣が定める方法により測定した器具効率の数値を乗じて得られる数値 (二) エル・イー・ディー・電灯器具にあつては、経済産業大臣が定める方法により測定した定格光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した定格消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
三 複写機	経済産業大臣が定める方法により測定した一時間当たりの消費電力量をワット時で表した数値
四 電子計算機	一 サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した中央演算処理装置、主記憶装置及び補助記憶装置の性能を、経済産

	業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値 二 クライアント型電子計算機(サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。)のエネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
五 磁気ディスク装置	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、記憶容量をギガバイトで表した数値で除して得られる数値
六 ビデオテープレコーダー	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値
七 電気冷蔵庫(家庭用品品質表示法施行令別表第三号(六)の電気冷蔵庫を除く。)	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
八 電気冷凍庫	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
九 ストーブ	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十 ガス調理機器	一 こんろ部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値 二 グリル部エネルギー消費効率及びオープン部エネルギー消費効率は、経済産業大臣が定める方法により測定したガス消費量をワット時で表した数値
十一 ガス温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十二 石油温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱効率をパーセントで表した数値
十三 電気便座	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値

十四 自動販売機	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
十五 変圧器	経済産業大臣が定める方法により測定した全損失をワットで表した数値
十六 ディー・バイ・ディー・レコーダー	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
十七 ルーティング機器	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値
十八 スイッチング機器	経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した伝送速度をギガビット毎秒で表した数値で除して得られる数値
十九 複合機	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
二十 プリンター	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値
二十一 電気温水機器	経済産業大臣が定める方法により測定した熱量をメガジュールで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電力量をキロワット時毎年で表した数値を熱量に換算してメガジュールで表した数値で除して得られる数値
二十二 交流電動機	経済産業大臣が定める方法により測定した入力及び全損失をワットで表した数値の差を、経済産業大臣が定める方法により測定した入力をワットで表した数値で除して得られる数値
二十三 電球	経済産業大臣が定める方法により測定した全光束をルーメンで表した数値を、経済産業大臣が定める方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値
二十四 ショーケース	経済産業大臣が定める方法により測定した年間消費電

	力量をキロワット時毎年で表した数値
--	-------------------

別表第四(第九十五条関係)

(平二六経産令六〇・追加、平三〇経産令六七・一部改正、平三一経産令二〇・旧別表第六繰上、令五経産令一一・旧別表第五繰上・一部改正)

一 断熱材	経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値
二 サッシ	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫通率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値
三 複層ガラス	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫流率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値

様式第1(第5条又は第40条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 1 (第 5 条又は第 40 条関係)

※受理年月日			
※処理年月日			

エネルギー使用状況届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 7 条第 3 項又は第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 kl				
エネルギーの使用の合理化及び 非化石エネルギーへの転換等 に関する法律第 1 9 条第 1 項に定 める連鎖化事業者	該当する		該当しない		

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量 (原油換算 k1)
		事業の名称				
	〒					
	〒					
	〒					

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メー ル ア ド レ ス	

備 考	
-----	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 届出書冒頭の捺印を付した欄には記入しないこと。
- 4 事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
- 5 エネルギー使用量を算出する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 6 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
- 7 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 8 2. エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
- 9 既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

様式第2(第7条又は第42条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第2 (第7条又は第42条関係)

		<table border="1"><tr><td>※受理年月日</td><td></td></tr><tr><td>※取消年月日</td><td></td></tr></table>		※受理年月日		※取消年月日	
※受理年月日							
※取消年月日							
⎵ 特定事業者 特定連鎖化事業者 ⎵ 指定取消申出書							
殿 年 月 日							
住 所 法人名 法人番号 代表者の役職名 代表者の氏名							
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第7条第4項又は第19条第3項の規定に基づき、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定の取消しを申し出ます。							
1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者の概要							
特定事業者 又は特定連鎖化事業者 の概要	特定事業者番号又は 特定連鎖化事業者番号						
	事業者の名称						
	主たる事務所の 所在地	〒					
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算 kJ					
指定の取消 しを申し出 る理由							
備考							

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字はかき書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
- 4 括弧書きになっている題名については、特定事業者又は特定連鎖化事業者のいずれかを○で囲むこと。
- 5 エネルギーの使用量の欄については、特定事業者にあつては、その設置しているすべての工場等における最近の1年度におけるエネルギーの使用量の合計値を、特定連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における最近の1年度におけるエネルギーの使用量の合計値を記入すること。
- 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第2条第1項で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。

様式第3(第8条第5項又は第13条第3項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第3 (第8条第5項又は第13条第3項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー管理統括者

エネルギー管理企画推進者

兼任承認申請書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第8条第5項又は第13条第3項の規定による承認を受けたいので申請します。

1. 特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖事業者番号又は 認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 兼任させようとする者の氏名等

兼任させよう とする者	氏名	
	生年月日	
	勤務地の住所	〒
	エネルギー管理士免状番号 又は講習修了番号	
	既に選任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員
	兼任させようとする職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者
兼任の理由		

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	

備考	
----	--

- 備考
- 1

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2

文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3

申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
- 4

括弧書きになっている題名については、兼任させようとする職名を○で囲むこと。
- 5

兼任させようとする職名の欄については、該当する職名を○で囲むこと。

様式第4(第12条又は第15条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第4 (第12条又は第15条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

{ エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者 } 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第8条第3項、第9条第3項、第20条第3項、第21条第3項、第32条第3項又は第33条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖事業者番号又は 認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
選任又は解任の理由				

3. エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士 免状番号又は 講習修了番号				
選任又は解任の 理由				

4. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

備 考	
-----	--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかき書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 届出書冒頭の捺印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 括弧書きになっている題名については、届け出ようとする者の職名を○で囲むこと。
 - 5 2. エネルギー管理統括者の氏名等及び3. エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

様式第5(第16条又は第34条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第5 (第16条又は第34条関係)

※受理年月日	
※取消年月日	

第一種エネルギー管理指定工場等

第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等

第一種管理統括エネルギー管理指定工場等

第一種管理関係エネルギー管理指定工場等

第二種エネルギー管理指定工場等

第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等

第二種管理統括エネルギー管理指定工場等

第二種管理関係エネルギー管理指定工場等

指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第10条第2項、第13条第2項、第22条第2項、第25条第2項、第34条第2項、第37条第2項、第43条第2項又は第46条第2項の規定に基づき、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

工場等の概要	エネルギー管理指定 工場等番号					
	名 称					
	所 在 地	〒				
	主たる事業					
	細分類番号					
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算kl				
指定の取消しを 申し出る理由						
備 考						

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	
備 考	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の1年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。

- 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第3条又は第6条で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。
- 7 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、エネルギーの使用量が令第3条又は第6条で定める数値以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の使用見込量並びにこれらの使用見込量の根拠を記入すること。
- 8 「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、指定通知書に記載された番号を記入すること。

様式第6(第17条第6項又は第23条第10項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第6 (第17条第6項又は第23条第10項関係)

		※受理年月日			
		※処理年月日			
エネルギー管理者 エネルギー管理員 兼任承認申請書					
殿					
年 月 日					
住 所					
法人名					
法人番号					
代表者の役職名					
代表者の氏名					
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第17条第2項から第5項まで又は第23条第2項から第9項までの規定による承認を受けたいので申請します。					
1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項					
特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地		〒			
2. 兼任させようとする者の氏名等					
兼任させ ようとする 者	氏 名				
	生 年 月 日				
	勤 務 地	〒			
	エネルギー管理士免状番号 又は講習修了番号				
既に選任 されている 工場等	既に選任されている職名	エネルギー管理統括者 エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理者 エネルギー管理員			
	エネルギー管理 指定工場等番号				
	名 称				
	所 在 地	〒			
	主 たる 事 業				
	細 分 類 番 号				

	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算kl			
兼任させ ようとする 工場等	エネルギー管理 指定工場等番号				
	兼任させようとする職名	エネルギー管理者 エネルギー管理員			
	名 称				
	所 在 地	〒			
	主 たる 事 業				
	細 分 類 番 号				
	エネルギーの使用量 (年度)	原油換算kl			

3. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メー ル ア ド レ ス	

備 考	
-----	--

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入し、括弧書きになっている題名については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかを○で囲むこと。
 - 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 「既に選任されている職名」及び「兼任させようとする職名」の欄については、該当する職名を○で囲むこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - エネルギーの使用量の欄については、当該工場等について最近の1年度におけるエネルギーの使用量を記入すること。
 - 既に選任されている工場等に支障がない旨の同意書を添付すること。

様式第7(第22条又は第33条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第7（第22条又は第33条関係）

選受理年月日		
選処理年月日		

エネルギー管理者

エネルギー管理員

選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第11条第2項、第12条第3項、第14条第3項、第23条第2項、第24条第3項、第26条第3項、第35条第2項、第36条第3項、第38条第3項、第44条第2項、第45条第3項又は第47条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

エネルギー管理 指定工場等番号					
区 分	1. 第一種エネルギー管理指定工場等	2. 第二種エネルギー管理指定工場等			
	3. 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等	4. 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等			
	5. 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等	6. 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等			
	7. 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等	8. 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等			
名 称					
所 在 地	平				
主たる事業					
細分類番号					

3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士免状 番号又は講習修了番号				
選任又は解任の 理由				

4. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	
備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入し、括弧書きになっている題名については、エネルギー管理者又はエネルギー管理員のいずれかを○で囲み、2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項の区分欄はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
- 3 届出書冒頭の捺印を付した欄には記入しないこと。
- 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等、3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

様式第8(第35条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第8（第35条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

中 長 期 計 画 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第15条第1項及び第2項、
第27条第1項及び第2項又は第39条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号					
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名				
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス				
中長期計画書の 提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を ☐ 希望する				
計画書(合理化)の計画期間	() 年度 ～ () 年度				
計画書(非化石転換)の計画期間	() 年度 ～ () 年度 ☐ 計画内容に変更なし				

II エネルギー使用量

1. エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kl)	
-----------------------	--

III エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					目標年度 年度
	年度	年度	年度	年度	年度	

3. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 kl/ 年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
合計				kl		
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果			kl		
原単位削減期待効果				%		
	ベンチマーク指標対象範囲 の期待効果			%		

4. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

--

5. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 k1)	目標
		年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%

1-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる 事業	指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 k1)	定量目標の目安	目標
				年度	年度

1-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算 k1)	目標
		年度

2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する 工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加

3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

4. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 計画書冒頭の捺印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
 - 4 Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 IIIの1・2及びIVの1～2の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5又は非化石エネルギーへの転換に関する法第5条第2項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第1に規定する区分をそれぞれ記入すること。
 - 6 IIIの3の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
 - 7 IIIの3及びIVの2の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
 - 8 IIIの3の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
 - 9 IVの2の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
 - 10 IIIの4及びIVの3には、IIIの3及びIVの2で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、IIIの4において洋紙製造業（4A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
 - 11 IIIの5及びIVの4には、III及びIVについて前年度と比較して記入すること。

様式第9(第36条関係)

(令6経産令14・全改)

様式第 9 （第 36 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿
年 月 日

住 所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第16条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

特定一第1表 事業者の名称等

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油	t												
	アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	液化石油ガス（LPG）	t												
	石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス	t												
	その他可燃性天然ガス	千m³												
	輸入原料炭	t												
	コークス用原料炭	t												
	吹込用原料炭	t												
	輸入一般炭	t												
	国産一般炭	t												
	輸入無煙炭	t												
	石炭コークス	t												
	コールタール	t												
	コークス炉ガス	千m³												

99/356

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連機分を除いたエネルギー使用量		連機省エネルギー分のエネルギー使用量	
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh					
	需給が厳しい時間帯	千 kWh					
	その他の時間帯	千 kWh					
	合計						

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1－4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱	1.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱	3.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気				

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
1－1 エネルギー消費原単位等

番 号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算															
					エネルギー の使用量 (原油換算 kI)	非化石燃料の 補正を積まし たエネルギー の使用量 (原 油換算 kI)	販売した副 生エネルギー の量 (原 油換算 kI)	購入した本 利用熱の量 (原油換算 kI)	$(\text{㉔}-1) =$ $(\text{㉓}-1') - \text{㉔}$	$(\text{㉔}-1)$ の構 成割合 (%)	生産数量又は建 物延床面積その 他のエネルギー の使用量と密接 な関係をもつ値	エネルギー消 費原単位	前年度のエネ ルギー消費原 単位	エネルギー消費 原単位の対前年 度比 (%)	エネルギー消 費原単位の対 前年度比の寄 与度 (%)					
					$(\text{㉓}-1)$	$(\text{㉓}-1')$	㉔	㉔'		$(\text{㉔}-1) = (\text{㉔}-1) / (\text{㉓}-1) \times 100$		$(\text{㉔}-1) = (\text{㉔}-1) / \text{㉔}$	$(\text{㉔}-1)$		$(\text{㉔}-1) = (\text{㉔}-1) / (\text{㉔}-1) \times 100$	$(\text{㉔}-1) = (\text{㉔}-1) / \text{㉔}$				
1	工場等に係る 事業の名称																$(\text{㉔}-1)$			
	細分類 番号																			
2	工場等に係る 事業の名称																$(\text{㉔}-1)$			
	細分類 番号																			
3	工場等に係る 事業の名称																$(\text{㉔}-1)$			
	細分類 番号																			
事業者全体					$(\text{㉓}-1)$ (合計)	$(\text{㉓}-1')$ (合計)	㉔ (合計)	㉔' (合計)	$(\text{㉔}-1)$ (合計)	100%	㉔	$(\text{㉔}-1)$	$(\text{㉔}-1)$	$(\text{㉔}-1) = (\text{㉔}-1) / (\text{㉔}-1) \times 100$						

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㉔-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉔（㉔-1）（㉔-1）（㉔-1）は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㉔-1）㉔㉔'（㉔-1）及び事業者全体の（㉔-1）から（㉔-1）まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（㉔-1'）」は、（㉔-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1-2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番 号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算												
					エネルギーの使用量 (原油換算 k)	液化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k)	購入した未利用熱の量 (原油換算 k)	(E-2) = (E-2') - ⑥-⑥'	(E-2) の構成割合 (%)	(E-2) = (E-2) / (E-2) × ⑥	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量とを校正した関係をもった値	エネルギー消費原単位	前年度のエネルギー消費原単位	エネルギー消費原単位の対前年度比 (%)	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度 (%)	
				(E-2)	(E-2')	⑥	⑥'	(E-2)	(E-2)	(E-2) / (E-2) × 100	⑥	(E-2) / ⑥	(E-2)	(E-2) = (E-2) × (E-2) × 100	(E-2) = (E-2) × (E-2) / 100		
1	工場等に係る事業の名称														(E-2)		
	細分類番号								(名称:) (単位:)								
2	工場等に係る事業の名称														(E-2)		
	細分類番号								(名称:) (単位:)								
3	工場等に係る事業の名称														(E-2)		
	細分類番号								(名称:) (単位:)								
事業者全体					(E-2) (合計)	(E-2') (合計)	① (合計)	①' (合計)	(E-2) (合計)	100%	⑥	(E-2)	(E-2)	(E-2) = (E-2) × (E-2) × 100	/		
														(E-2) = (E-2) + (E-2) + ...			

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㉔-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉔（㉔-2）（㉕-2）（㉖-2）は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㉔-2）㉔'（㉔-2）及び事業者全体の（㉔-2）から（㉕-2）まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㉔-2'）」は、（㉔-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番 号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギー の使用量 (原油換算 kl) (⑤-1) (⑤⑥-1')	電気需要最適 化及び非化石 燃料の補正を 踏まえたエネ ルギーの使用 量（原油換算 kl) (⑥⑦-1')	販売した副 生エネルギー の量（原 油換算 kl) ⑧	購入した未 利用熱の量 (原油換算 kl) ⑧'	(⑥⑦'-1) = (⑥⑦'-1') - ⑧⑨-⑩' (%)	(⑥⑦'-1) の 構成割合 (⑥⑦'-1) = (⑥⑦'-1) / (⑥⑦'-1) × 100 ⑪	生産数量又は建 物延床面積その 他のエネルギー の使用量と密接 な関係をもつ値 ⑫	電気需要最適 化評価原単位 (⑥⑦'-1) ÷ (⑥⑦'-1) / ⑫	前年度の電気 需要最適化評 価原単位 (⑥⑦'-1)	電気需要最適化 評価原単位の対 前年度比 (%) (⑥⑦'-1) = (⑥⑦'-1) / (⑥⑦'- 1) × 100	電気需要最適 化評価原単位 の対前年度比 の寄与度 (%) (⑥⑦'-1) = (⑥⑦'-1) × (⑥⑦'-1) / 100
1	工場等に係る 事業の名称										(⑥⑦'-2)	
	細分類 番号						(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る 事業の名称										(⑥⑦'-2)	
	細分類 番号						(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る 事業の名称										(⑥⑦'-2)	
	細分類 番号						(名称:) (単位:)					
事業者全体		(⑤⑥-1) (合計)	(⑥⑦'-1') (合計)	⑧ (合計)	⑧' (合計)	(⑥⑦'-1) (合計)	100%	⑪	(⑥⑦'-1)	(⑥⑦'-1)	(⑥⑦'-1) = (⑥⑦'-1) / (⑥⑦'-1) × 100	/
								(名称:) (単位:)				
											(⑥⑦'-1) = (⑥⑦'-1) ÷ (⑥⑦'-1) × ...	

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定一第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊸'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㊸'-1)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㊸ (㊸'-1) (㊸'-1) (㊸'-1)は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㊸'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㊸-1) (㊸'-1) ㊸ (㊸'-1) 及び事業者全体の (㊸-1) から (㊸'-1) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㊸'-1)」は、(㊸-1) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番 号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの 使用量（原油 換算 kJ） (③'-2)	電気需要最適 化、省化石燃料 の補正及び連携 省エネルギー措 置を踏まえたエ ネルギーの使用 量（原油換算 kJ） (③'-2')	販売した副 生エネルギー の量（原 油換算 kJ） ④	購入した未 利用熱の量 （原油換算 kJ） ⑤'	(④'-2) = (③'-2') × ⑥-⑤'	(④'-2) の 構成割合 (%) (④'-2) = (④'-2) / (③'-2) × 100 ⑧	生産数量又は建 物延床面積その 他のエネルギー の使用量と密接 な関係をもつ値 ⑨	電気需要最 適化評価原 単位 (④'-2) = (④'-2) / ⑩	前年度の電気 需要最適化評 価原単位 (④'-2)	電気需要最適 化評価原単位 の対前年度比 (%) (④'-2) = (④'-2) / (④'-2) × 100	電気需要最適 化評価原単位 の対前年度比 の寄与度 (%) (④'-2) = (④'-2) × (④'-2) / 100
1	工場等に係る 事業の名称											(④'-2)
	細分類 番号						(名称：) (単位：)					
2	工場等に係る 事業の名称											(④'-2)
	細分類 番号						(名称：) (単位：)					
3	工場等に係る 事業の名称											(④'-2)
	細分類 番号						(名称：) (単位：)					
事業者全体		(③'-2) (合計)	(③'-2') (合計)	④ (合計)	⑤' (合計)	(④'-2) (合計)	100%	⑨	(④'-2)	(④'-2)	(④'-2) = (④'-2) / (④'-2) × 100	
											(④'-2) = (④'-2) + (④'-2) + (④'-2) +...	
								(名称：) (単位：)				

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定―第3表 1―1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉔'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉑ (㉔'-2) (㉕'-2) (㉖'-2) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉔'-2) (㉔'-2') ㉒ ㉒' (㉔'-2) 及び事業者全体の (㉔'-2) から (㉖'-2) まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㉔'-2')」は、(㉔'-2) の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比(%)		㊦-1	㊧-1	㊨-1	㊩-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比(%)		㊦-2	㊧-2	㊨-2	㊩-2	

備考 特定－第3表1－1、1－2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比(%) (㊦-1)、(㊦-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		☐ 月別		☐ 時間帯別		
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比(%)		㊦'-1	㊧'-1	㊨'-1	㊩'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比(%)		㊦'-2	㊧'-2	㊨'-2	㊩'-2	

備考 特定－第3表2－1、2－2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比(%) (㊦'-1)、(㊦'-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

- 備考
- 3-1、3-2 及び 3-3 では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
 - 3-1、3-2 及び 3-3 の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
 - ① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
 - ② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
 - ③ 特定第2表 1-4 に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
 - 3-1、3-2 及び 3-3 の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
 - 3-2 及び 3-3 において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率 = (① - ②) / (① - ③)

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1－1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市 ガスによる 火力発電		
石油その他の燃料による 火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量(GJ)	
設備に投入した水素のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量(GJ)	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定－第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

I エネルギーの使用の合理化の基準	
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。 取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	☐ 策定している ☐ 策定していない ☐ 全て含めている ☐ 大半含めている ☐ 一部含めている ☐ 含めていない
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない （整備完了予定年 年度）
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	☐ 配置済み ☐ 一部配置している ☐ 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア、設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
イ、取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
ウ、取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
エ、エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア、設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない
イ、取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない
ウ、ア、のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない

I - 2	
1 工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃棄等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
(6) 休日や非作業時等においては、作業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001 の活用状況	☐ 認証取得している ☐ 認証取得を検討している (取得予定年 年度) ☐ 検討していない

特定第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量 構成比(%)、④原料原産国(バイオ マス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気エネルギー量 (千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのう ち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネル ギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料 のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置 の適用に関する配慮事項	

- 備考
- 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
 - 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
 - 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
 - 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
 - 5 「設備から得られる電気エネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に用いて用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度														
設備の名称														
設備を設置した工場等の名称														
設備を設置した工場等の所在地	〒													
運転開始年月日														
設備容量 (kW)														
設計効率(発電端・HHV) (%)														
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))														
設備から得られた電気のエネルギー 量(千 kWh)														
設備から得られた熱のエネルギー のうち熱として活用された量(GJ)														
設備に投入したエネルギー量(GJ)														
設備に投入した副生物のエ ネルギー量(GJ)														
設備に投入したバイオマス 燃料のエネルギー量(GJ)														
月別バイオマス燃料又は副生物の 熱量構成比 (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 実績	
月別実績効率 (発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 実績	
発電専用設備の新設に当たっての 措置の適用に関する配慮事項														

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- (1) バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
- (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定－第 10 表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エ ネ ル ギ ー 管 理 指 定 工 場 等 番 号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

特定－第 11 表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量（原油換算 kJ）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第 1 表から第 10 表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考 1 の報告の際には、指定－第 1 表から第 10 表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考 1 の報告の際には、指定－第 1 表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
					廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
	商標又は商号等					
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
- 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の1及び4の2にも、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の3及び4の4にも、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の5及び4の6にも、必要事項を記載すること。
- 7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の2に必要事項を記載すること。
- 8 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号		事 業 分 類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者 全体		主たる事業					t-CO ₂
		細分類番号					
		当該事業を所管する大臣					
1	工場等に係る事業の名称					t-CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						
2	工場等に係る事業の名称					t-CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						
3	工場等に係る事業の名称					t-CO ₂	
	細分類番号						
	当該事業を所管する大臣						

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 3 及び 4 の 4 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 5 及び 4 の 6 に記載すること。

6 の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

- 備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 12 表の 6 の 2 及び 6 の 3 に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の 6 の 4 に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の 6 の 5 に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO ₂	t-CO ₂

- 備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
- 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
- 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定一総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

認定－第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号										
特定排出者番号										
事業者の名称										
法人番号										
主たる事務所の所在地	〒									
代表者の役職名										
代表者の氏名										
主たる事業										
細分類番号					/					
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称 ： 変更前の事業者の所在地 ：〒										

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する 熱・電気を発生さ せるために使用し た燃料の使用量		販売した副生エネ ルギーの量		購入した未利用熱 の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いた エネルギー使用量		連携分の エネルギー使用量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油	t												
	アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油													
	液化石油ガス（LPG）	t												
	石油系炭化水素ガス	Nm ³												
	可燃性													
	液化天然ガス（LNG）	t												
	天然ガス													
	その他可燃性天然ガス	Nm ³												
	輸入原料炭	t												
	コークス用原料炭	t												
	吹込用原料炭	t												
	輸入一般炭	t												
	国産一般炭	t												
	輸入無煙炭	t												
	石炭コークス	t												
	コールタール	t												
	コークス炉ガス	Nm ³												
	高炉ガス	Nm ³												

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御 時間帯	千 kWh					
	需給が厳しい 時間帯	千 kWh					
	その他の時間帯	千 kWh					
	合計						

- 備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。
- 2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

- 備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。
- 2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1－4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱	1.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱	3.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気				

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

認定－第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

認定－第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに認定－第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、認定－第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、認定－第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
					廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
	商標又は商号等					
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
- 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用

に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の1及び4の2にも、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の3及び4の4にも、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の5及び4の6にも、必要事項を記載すること。

- 7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定一第5表の2に必要事項を記載すること。
- 8 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第5表の6の2及び6の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO ₂	t-CO ₂

- 備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
- 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
- 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 （該当するものに○をすること）	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号					
当該工場等の名称					
当該工場等の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（ － － ） FAX（ － － ） メールアドレス				

指定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度							
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	A重油	kl								
	B・C重油	kl								
	石油	t								
	アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	液化石油ガス（LPG）	t								
	石油系炭化水素ガス	千m³								
	液化天然ガス（LNG）	t								
	その他可燃性天然ガス	千m³								
	輸入原料炭	t								
	コークス用原料炭	t								
	吹込用原料炭	t								
	輸入一般炭	t								
	国産一般炭	t								
	輸入無煙炭	t								
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	千m³								

非 化 石 燃 料	高炉ガス		千m ³																
	発電用高炉ガス		千m ³																
	転炉ガス		千m ³																
	そ の 他	都市ガス	千m ³																
		()	千m ³																
	小計		GJ																
	黒炭		t																
	木材		t																
	木質廃材		t																
	バイオ エタノール		kl																
	バイオ ディーゼル		kl																
	バイオガス		千m ³																
	その他バイオマス		t																
	RDF		t																
	RPF		t																
	廃タイヤ		t																
	廃プラスチック		t																
	廃油		kl																
	廃棄物ガス		千m ³																
他 者 か ら 購 入 し た 熱	混合廃材		t																
	水素		t																
	アンモニア		t																
	そ の 他	()	GJ																
		()	GJ																
	小計		GJ																
	他 者 か ら 購 入 し た 熱	産業用蒸気	GJ																
		うち 非化石	GJ																
		産業用以外の 蒸気	GJ																
		うち 非化石	GJ																
		温水	GJ																
		うち 非化石	GJ																
		冷水	GJ																

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とする。

2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度	
		使用量	
		数値	原油換算 kl
月別	4月	千kWh	
	5月	千kWh	
	6月	千kWh	
	7月	千kWh	
	8月	千kWh	
	9月	千kWh	
	10月	千kWh	
	11月	千kWh	
	12月	千kWh	
	1月	千kWh	
	2月	千kWh	
	3月	千kWh	
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	
	需給が厳しい時間帯	千kWh	
	その他の時間帯	千kWh	
合計		千kWh	

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1-4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱 ☐ 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱 ☐ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱 ☐ 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定-第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比 (%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称:) (単位:)	㉔	

指定-第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{エネルギー使用量 (原燃費)} (\text{指定-第2表㉔' -㉔-㉔'})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$		

備考 ㉔' は㉔の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化 評価原単位	$= \frac{\text{電気需要最適化時間帯電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kJ)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定＝第4表㊸)}}$	

3 非化石エネルギーの使用状況

	年度	
非化石電気 の使用状況	$= \frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算 kJ}}{\text{補正後の電気 合計原油換算 kJ}}$	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

- ①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第6表 過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)		㉑	㉒	㉓	㉔	

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			☐ 月別 ☐ 時間帯別			
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉑'	㉒'	㉓'	㉔'	

3 非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第7表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況
(法第5条第1項第1号関係)

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置
(1) 空調設備、換気設備	空調設備、換気設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調設備、換気設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調設備、換気設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空調設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備、昇降機の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(4) 受変電設備	受変電設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	受変電設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	受変電設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	受変電設備の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない

	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 ☐ BEMSを採用した ☐ BEMSを採用していない
(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(5) - 2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(7) 業務用機器	業務用機器の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	業務用機器に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	業務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ %） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	業務用機器の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供	☐ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない			

2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目（設備）	運転の管理等	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(2-2) 空調設備、給湯設備	空調設備、給湯設備の管理	空調設備、給湯設備に関する計測及び記録	空調設備、給湯設備の保守及び点検	空調設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(2-2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	

(4) 熱の動力等への変換の合理化				
(4-1) 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(4-2) 発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない 熱利用 ☐ 実施している ☐ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない 副生物混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない
(4-2)-2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(4-3) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない 熱利用 ☐ 実施している ☐ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない 副生物混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
(5) 放射、伝導、対流等によるエネルギーの損失の防止				
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない

		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	

2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力 (kW)						
設備の用途						
実績効率 (%)						
設計効率 (%)						
燃料種ごとの基本情報						
	燃料種					
	年間使用量 (GJ)					
	熱量構成比 (%)					
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量 (千 kWh)						
高効率化に向けた取組						
	設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)					
	設備に投入したバイオマスのエネルギー量 (GJ)					
	バイオマスの種類					
	設備に投入した水素のエネルギー量 (GJ)					
	設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ)					
	設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量 (GJ)					
	副生物・廃棄物の種類					
	その他設備の高効率化に向けた取組					
調整力稼働による補正值 (%)						

- 備考 1 本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2 「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3 「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4 「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5 「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定－第9表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

指定一第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	t-CO ₂
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第10表の3の1にも、備考1（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第10表の3の2にも、備考1（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第10表の3の3にも、必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 1 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 2 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 3 に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第 27 条第 1 項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。

2 同法第 32 条第 1 項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定－第1表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定－第2表1－1の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定－第2表1－1には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第2表1－1及び指定－第2表1－1の下に注記すること。
- 15 特定－第2表1－1、特定－第4表、特定－第6表、指定－第2表、指定－第4表、指定－第5表及び指定－第6表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第4表及び指定－第5表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（％）$$
- 16 特定－第3表の欄㊸及び指定－第4表の欄㊹の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

17 特定－第3表及び指定－第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

18 特定－第3表1－1、1－2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

(1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

(2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)について検討すること。

(3) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の原単位(㉕-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位(㉕-1)を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・(㉔-1)

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・(㉔-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・㉔

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・㉔'

⑤(㉔-1')－㉔－㉔'・・・(㉔-1)

⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉔

⑦事業分類ごとの(㉔-1)及び㉔を事業者全体で合計し、それぞれの合計値(㉕-1)、(㉕-1)を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位(㉕-1)＝(㉕-1)／(㉕-1)が求められる。

⑧(㉕-1)と前年度の原単位(㉕-1)の比・・・(㉕-1)

(4) ㉔が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位(㉕-1)が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比(㉔-1)を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・(㉔-1)

②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・(㉔-1')

③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・㉔

④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・㉔'

⑤(㉔-1')－㉔－㉔'・・・(㉔-1)

⑥事業分類ごとの(㉔-1)の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合(%)・・・(㉔-1)

⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・㉔

⑧エネルギー消費原単位・・・(㉔-1)／㉔＝(㉔-1)

⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・(㉔-1)

⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比(%)・・・(㉔-1)

⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比(㉔-1)を(㉔-1)の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。(㉔-1)＝(㉔-1)＋(㉔-1)＋(㉔-1)＋・・・

19 特定－第3表2－1、2－2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(㉔-1)の構成割合(㉔-1)、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(㉔)については、特定－第3表1における算定と同じとすること。

(1) ㉔がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の㉔に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉕'-1)が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位(㉕'-1)を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・(㉔-1)

②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・(㉔-1')

- 1')
- ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ ⑧
- ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ ⑧'
- ⑤ (A-1') - ⑧ - ⑧'・・・ (C'-1)
- ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑥
- ⑦事業分類ごとの (C'-1) 及び ⑥を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 (U'-1)、⑦を求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (W'-1) = (U'-1) / ⑦が求められる。
- ⑧ (W'-1) と前年度の原単位 (X'-1) の比・・・ (Y'-1)
- (2) ⑥が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (W'-1) が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (Z'-1) を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ (A-1)
- ②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ (A'-1')
- ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・ ⑧
- ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・ ⑧'
- ⑤ (A-1') - ⑧ - ⑧'・・・ (C'-1)
- ⑥事業分類ごとの ⑤の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・ (D-1)
- ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・ ⑥
- ⑧電気需要最適化評価原単位・・・ (C'-1) / ⑥ = (E'-1)
- ⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・ (G'-1)
- ⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%)・・・ (H'-1)
- ⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (I'-1) を (D-1) の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。(Z'-1) = (I'-1) + (②-1) + (③'-1) +・・・
- 2 0 特定－第 4 表及び指定－第 6 表の上段の欄には、当該年度を含む直近 5 年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定－第 3 表 1 及び 2 において事業者全体の原単位 (W-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (W'-1) が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に (Z-1) 及び (Z'-1) を記入すること。また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第 3 表 3 及び 4 において事業者全体の原単位 (W-1) 及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 (W'-1) が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に (Z-1) 及び (Z'-1) を記入すること。
- 2 1 特定－第 4 表及び指定－第 6 表の「5 年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去 5 年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の 4 乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
- (1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位
- $$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = ((\text{I}-1) \times (\text{R}-1) \times (\text{L}-1) \times (\text{M}-1))^{1/4} (\%) \text{ 又は } (\text{d} \times \text{e} \times \text{f} \times \text{g})^{1/4} (\%)$$
- (2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位
- $$5 \text{ 年度間平均原単位変化 } (\%) = ((\text{I}'-1) \times (\text{R}'-1) \times (\text{L}'-1) \times (\text{M}'-1))^{1/4} (\%) \text{ 又は } (\text{d}' \times \text{e}' \times \text{f}' \times \text{g}')^{1/4} (\%)$$
- 2 2 特定－第 5 表は、例えば「(ロ) の理由」が「(イ) の理由」と同様になる場合には、「(イ) と同じ」と記入してもよい。
- 2 3 特定－第 6 表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

- の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。
- 24 特定第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。
- 25 特定第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。
- 26 特定第10表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。
- 27 特定第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。
- 28 特定第12表及び指定第10表の記入に当たっては、特定第12表及び指定第10表に記載された備考欄を参照すること。
- 29 指定第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 30 指定第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定第2表欄外に記入すること。
- 31 指定第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 32 指定第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第5条第1項第1号）に該当する場合は1、それ以外の工場等（法第5条第1項第2号）に該当する場合は2について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 33 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 34 認定第2表、第3表、第4表、第5表の記入に当たっては、特定第2表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第10(第44条第1項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 10（第 44 条第 1 項関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

認定管理統括事業者に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

1. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者の概要

(1) 認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

(2) 管理関係事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

2. 認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係

--

3. エネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理の概要

--

4. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者が設置している全ての工場等のエネルギーの使用量の合計量

(年度)	原油換算kI
--------------	--------

5. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量（原油換算 kl）
		事業の名称				
	〒					
	〒					
	〒					

6. その他

--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
- 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

○認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係を証明する書類 【別添1】

○エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理が行われていることを証明する書類 【別添2】

様式第11(第44条第3項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第11(第44条第3項関係)

認定管理統括事業者に係る不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第12(第45条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 12 (第 45 条関係)

認定管理統括事業者に係る認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定管理統括事業者については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 3 1 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 法第 3 1 条第 2 項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第13(第47条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 13 (第 47 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第50条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要

(1) 代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

(2) 共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

2. 連携省エネルギー措置の目標

--

3. 連携省エネルギー措置の内容

--

(チェック欄)

連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	
---------------------------------------	--

4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	
実施期間	
※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	

5. 連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量の算出の方法

--

6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先（千円）				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

(2) 支援措置の利用

連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り（ 2. 無し
-------------------------------	-----------------

7. その他

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

○連携省エネルギー措置の概念図

【別添1】

様式第14(第48条第2項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 14 (第 48 条第 2 項関係)

連携省エネルギー計画の不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第15(第49条第1項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 15 (第 49 条第 1 項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた連携省エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 5 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

1. 変更事項の内容

2. 変更時期

3. 変更理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかき書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 複数の連携省エネルギー計画について変更の認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

様式第16(第49条第4項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 16 (第 49 条第 4 項関係)

認定連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

2 認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第17(第50条第2項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 17 (第 50 条第 2 項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第51条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第18(第51条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 18 (第 51 条関係)

認定連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 5 1 条第 3 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第19(第52条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 19（第 52 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定期報告書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 5 3 条の規定に基づき、
次のとおり報告します。

第1表 事業者の名称等

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
担当者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス				

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類	単位	年度									
		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量				他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した再生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
		連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量							
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kl									
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl									
	揮発油	kl									
	ナフサ	kl									
	ジェット燃料油	kl									
	灯油	kl									
	軽油	kl									
	A重油	kl									
	B・C重油	kl									
	石油アスファルト	t									
	石油コークス	t									
	液化石油ガス（LPG）	t									
	石油系炭化水素ガス	千m ³									
	可燃性液化天然ガス（LNG）	t									
	その他可燃性天然ガス	千m ³									
	輸入原料炭	t									
	コークス用原料炭	t									
	吹込用原料炭	t									
	輸入一般炭	t									
	国産一般炭	t									
	輸入無煙炭	t									
	石炭コークス	t									
	コールタール	t									
	コークス炉ガス	千m ³									
	高炉ガス	千m ³									

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

2 連携省エネルギー措置の実績
2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量の算出の方法

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したものとされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

第3表 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番 号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算																
					非化石燃料の 補正及び連携 省エネルギー 措置を踏まえた エネルギーの 使用量 (原油 換算 kl)	販売した副生 エネルギーの 量 (原油換算 kl)	購入した未利 用熱の量 (原油換算 kl)	④=⑤-⑥-⑦	⑧の構成割合 (%)	生産数量又は建物 延床面積その他の エネルギーの使用 量と密接な関係を もつ値 ⑨	エネルギー 消費原単位 ⑩=⑧/⑨	前年度のエネ ルギー消費原 単位 ⑪	エネルギー消費 原単位の対 前年度比 (%)	エネルギー消費 原単位の対 前年度比の等 与度 (%)							
					⑤	⑥	⑦	⑧	⑨=⑧/⑨×100	⑩=⑧/⑨	⑪	⑫=⑩/⑪ ×100	⑬=⑩×⑫/100								
1	工場等に係る 事業の名称															①					
	種分類 番号								(名称:) (単位:)												
2	工場等に係る 事業の名称															②					
	種分類 番号								(名称:) (単位:)												
3	工場等に係る 事業の名称															③					
	種分類 番号								(名称:) (単位:)												
事業者全体					④ (合計)	⑤ (合計)	⑥ (合計)	⑦ (合計)	100%	⑧	⑨	⑩	⑪=⑧/⑨×100								
																		(名称:)			
																		(単位:)			
															⑫ = ⑪÷⑫÷⑬÷⑭÷⑮÷⑯÷⑰÷⑱÷⑲÷⑳÷㉑÷㉒÷㉓÷㉔÷㉕÷㉖÷㉗÷㉘÷㉙÷㉚÷㉛÷㉜÷㉝÷㉞÷㉟÷㊱÷㊲÷㊳÷㊴÷㊵÷㊶÷㊷÷㊸÷㊹÷㊺÷㊻÷㊼÷㊽÷㊾÷㊿÷						

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
- 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位(節)」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値(㉒)」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉑、㉓、㉔、㉕は記入不要。
- 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位(節)」が算出できる場合は、事業分類ごとの㉑、㉒、㉓、㉔及び事業者全体の㉕から㉗まで記入すること。
- 5 「非化石燃料の補正及び連携型エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量(㉘)」は、非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数乗じ、連携型エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

第4表 連携省エネルギー措置に関する事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比(%)	㉑	㉒	㉓	㉔		

備考 第3表において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比(%) ㉔」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の捺印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 第2表1の使用量の欄には、連携省エネルギー措置に係る工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 5 第2表1の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 6 第2表1の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 7 第2表1の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 8 第2表1の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 9 販売した電気の量は、第2表1の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 10 第2表1の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 11 第2表1のうちGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 12 第2表1のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を第2表1の下に注記すること。
- 13 第2表1、第4表1の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100（％）$$
- 14 第3表の欄⑤「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 15 第3表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 16 第3表における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする。
 - (1) 連携省エネルギー措置に係るすべての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
 - (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（⑤）について検討する。
 - (3) ⑤がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の⑥に換算可能であり、事業者全体の原単位⑦が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位⑧を求める。
 ①非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）
 ・・・・④
 ②販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算kl）・・・⑩
 ③購入した未利用熱の量の合計（原油換算kl）・・・⑪
 ④①－⑩－⑪・・・⑧

- ⑤生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑥
 ⑥事業分類ごとの⑤及び⑥を事業者全体で合計し、それぞれの合計値⑪、⑫を求めることにより、
 事業者全体のエネルギー消費原単位⑬＝⑪／⑫が求められる。
 ⑦⑬と前年度の原単位⑭の比・・・⑮
- (4) ⑬が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位⑬が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の
 数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比⑯を求める。
- ①非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）
 ……②
- ②販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・③
- ③購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・④
- ④②－③－④’ ……⑤
- ⑤事業分類ごとの⑤の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（％）・・・⑥
- ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑦
- ⑦エネルギー消費原単位・・・⑧/⑥＝⑨
- ⑧前年度のエネルギー消費原単位・・・⑩
- ⑨事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（％）・・・⑪
- ⑩事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比⑪を⑥の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。⑯＝①＋②＋③＋…
- 17 第4表1の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
- ・エネルギー消費原単位
- 5年度間平均原単位変化（％）＝（①×②×③×④×⑤）^{1/4}（％）

様式第20(第56条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 20 (第 56 条関係)

エネルギー使用合理化基準適合書	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第84条第2項、第85条第2項、第86条第2項又は第87条第2項の規定に基づき、次のとおり以下の事業者が同法第5条第1項に規定する判断の基準に適合したことを証明する。	
特定事業者番号、 特定連鎖事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
調査番号	登録調査機関名 第 号
備考	
なお、上記事業者の主たる事務所並びに第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等及び第二種管理関係エネルギー管理指定工場等については、次表のとおり証明する。	
交付日： 年 月 日	
〔登録調査機関名〕	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 調査番号の項は、登録調査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 3 交付日には、本書面を事業者に交付した日を記入すること。
- 4 第1表「現在の指定区分」の欄には、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の別を記入すること。

第1表 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の設置する工場等の一覧及び調査状況

現在の 指定区分	エネルギー管理 指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	調査年月日 調査員氏名	備考
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		
			〒		

様式第21(第57条関係)

(令6経産令14・全改)

様式第 21 (第 57 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

殿

年 月 日

住 所
登録調査機関名
代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 8 4 条第 3 項、第 8 5 条第 3 項、第 8 6 条第 3 項又は第 8 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業単位報告

特定一第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化 事業者番号又は認定管理統括 事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人名	
法人名（英語表記）	
法人番号	
銘柄コード	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免許番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話（ — — ） FAX （ — — ） メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 ： 変更前の事業者の所在地 ：〒	有・無

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油	t												
	アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油系液化ガス	t												
	石油系炭化水素ガス	千m³												
	液化天然ガス（LNG）	t												
	その他可燃性天然ガス	千m³												
	輸入原料炭	t												
	コークス用原料炭	t												
	吹込用原料炭	t												
	輸入一般炭	t												
	国産一般炭	t												
	輸入無煙炭	t												
	石炭コークス	t												
	コールタール	t												
	コークス炉ガス	千m³												

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 ※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御 時間帯	千 kWh					
	需給が厳しい 時間帯	千 kWh					
	その他の時間帯	千 kWh					
	合計						

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1-4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
☐ 熱 ☐ 電気			GJ・kWh
☐ 熱 ☐ 電気			GJ・kWh
☐ 熱 ☐ 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱 ☐ 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱 ☐ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱 ☐ 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

特定－第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
1－1 エネルギー消費原単位等

番 号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算													
		エネルギー の使用量 (原油換算 kl)	化石エネルギーの構 成比を踏まえ たエネルギー の使用量 (原 油換算 kl)	販売した副 生エネルギー の量 (原 油換算 kl)	購入した未 利用熱の量 (原油換算 kl)	$(\text{㉔}-1) =$ $(\text{㉔}-1') - \text{㉔}$ $(\text{㉔}-1) \div (\text{㉔}-1)$ $\times 100$	$(\text{㉔}-1)$ の構 成割合 (%)	生産数量又は建 物延床面積その 他のエネルギー の使用量と密接 な関係をもつ値 ㉔	エネルギー消 費原単位	前年度のエネ ルギー消費原 単位	エネルギー消費 原単位の対前年 度比 (%)	エネルギー消費 原単位の対前 年度比の寄 与度 (%)			
		$(\text{㉔}-1)$	$(\text{㉔}-1')$	㉔	$\text{㉔}'$			$(\text{㉔}-1) \div (\text{㉔}-1) \times 100$	$(\text{㉔}-1)$	$(\text{㉔}-1) \div (\text{㉔}-1) \times 100$	$(\text{㉔}-1) \div (\text{㉔}-1) \times 100$				
1	工場等に係る 事業の名称														$(\text{㉔}-1)$
	細分類 番号														
2	工場等に係る 事業の名称														$(\text{㉔}-1)$
	細分類 番号														
3	工場等に係る 事業の名称														$(\text{㉔}-1)$
	細分類 番号														
事業者全体		$(\text{㉔}-1)$ (合計)	$(\text{㉔}-1')$ (合計)	㉔ (合計)	$\text{㉔}'$ (合計)	$(\text{㉔}-1)$ (合計)	100%	㉔	$(\text{㉔}-1)$	$(\text{㉔}-1)$	$(\text{㉔}-1) \div (\text{㉔}-1) \times 100$	$(\text{㉔}-1) \div (\text{㉔}-1) \times (\text{㉔}-1) \div 100$			

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㉔-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉔（㉔-1）（㉔-1）（㉔-1）は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㉔-1）㉔㉔'（㉔-1）及び事業者全体の（㉔-1）から（㉔-1）まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（㉔-1'）」は、（㉔-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

1-2 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番 号	事業分類				事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算												
					エネルギー の使用量 (原動機算 kI) (③-2)	非化石燃料の補 正及び連携省エ ネルギー措置を 踏まえたエネル ギーの使用量 (原動機算 kI) (③-2')	販売した副 生エネルギー平 一の量 (原 動機算 kI) ④	購入した未利 用熱の量 (原 動機算 kI) ④'	(⑥-2) = (③-2') - ⑥-⑤' (⑥-2) = (⑥-2) / (③-2) × 100	(⑦-2) の 構成割合 (%) (⑦-2) = (⑥-2) / (③-2) × ④	生産数量又は建 物延床面積その他 のエネルギー の使用量と密接 な関係をもつ値	エネルギー 消費原単位 (⑧-2) = (⑥-2) / ⑧	前年度のエ ネルギー消 費原単位 (⑨-2)	エネルギー消 費原単位の対 前年度比 (%) (⑩-2) = (⑧ -2) / (⑨-2) ×100	エネルギー消費 原単位の対前年 度比の乖与度 (%) (⑪-2) = (⑩- 2) × (⑩-2) /100		
1	工場等に係る 事業の名称													(①-2)			
	細分類 番号									(名称:) (単位:)							
2	工場等に係る 事業の名称													(②-2)			
	細分類 番号									(名称:) (単位:)							
3	工場等に係る 事業の名称													(③-2)			
	細分類 番号									(名称:) (単位:)							
事業者全体					(③-2) (合 計)	(③-2') (合計)	④ (合計)	④' (合計)	(⑥-2) (合計)	100%	⑦	(⑧-2)	(⑨-2)	(⑩-2) = (⑧ -2) / (⑨-2) ×100	(⑪-2) = (①-2) + (② -2) + (③-2) +...		
					(名称:) (単位:)												

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（㉔-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉔（㉔-2）（㉕-2）（㉖-2）は記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギー消費原単位（㉔-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（㉔-2）㉔㉕'（㉔-2）及び事業者全体の（㉔-2）から（㉖-2）まで記入すること。
 - 5 「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㉔-2'）」は、（㉔-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

2-1 電気需要最適化評価原単位等

番 号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算											
		エネルギーの使用量 (原燃料換算 kJ) (⑤-1)	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原燃料換算 kJ) (⑤'-1')	販売した副生エネルギーの量 (原燃料換算 kJ) ⑥	購入した未利用熱の量 (原燃料換算 kJ) ⑥'	(⑥'-1) = (⑤'-1') - ⑥-⑥' (%)	(⑥'-1) の構成割合 (%) (⑥'-1) = (⑥'-1) / (⑤'-1) × 100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 ⑥	電気需要最適化評価原単位 (⑥'-1) = (⑥'-1) / ⑥	前年度の電気需要最適化評価原単位 (⑥'-1)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%) (⑥'-1) = (⑥'-1) / (⑥'-1) × 100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (⑥'-1) = (⑥'-1) × (⑥'-1) / 100	
1	工場等に係る事業の名称											(⑥'-2)	
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称											(⑥'-2)	
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称											(⑥'-2)	
	細分類番号							(名称:) (単位:)					
事業者全体		(⑤-1) (合計)	(⑤'-1') (合計)	⑥ (合計)	⑥' (合計)	(⑥'-1) (合計)	100%	⑥	(⑥'-1)	(⑥'-1)	(⑥'-1) = (⑥'-1) / (⑥'-1) × 100		
									(名称:) (単位:)				
											(⑥'-1) = (⑥'-1) + (⑥'-1) + ...		

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (⑧'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (②'-1)」を事業者全体の「電気需要最適化評価原単位の対前年度比」としてもよい。その際、⑤ (⑧'-1) (⑩'-1) (⑪'-1)は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (⑧'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (②'-1) (③'-1) ⑥ (⑥'-1)及び事業者全体の (⑤'-1) から (⑪'-1)まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (⑩'-1)」は、(④'-1)の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間常別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番 号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの 使用量（原油 換算 kJ） (③'-2)	電気需要最適 化、省化石燃料 の補正及び連携 省エネルギー措 置を踏まえたエ ネルギーの使用 量（原油換算 kJ） (③'-2')	販売した副 生エネルギー の量（原 油換算 kJ） ④	購入した未 利用熱の量 （原油換算 kJ） ⑤'	$(④'-2) =$ $(③'-2') \times ⑤-⑥'$	$(④'-2)$ の構成割合 （％） $(⑥'-2) =$ $(④'-2) /$ $(③'-2) \times 100$ ⑥	生産数量又は建 物延床面積その 他のエネルギー の使用量と密接 な関係をもつ値 ⑦	電気需要最 適化評価原 単位 $(⑥'-2) =$ $(③'-2) / ⑥$	前年度の電気 需要最適化評 価原単位 (⑥'-2)	電気需要最適 化評価原単位 の対前年度比 （％） $(⑥'-2) =$ $(⑥'-2) /$ $(⑥'-2) \times 100$	電気需要最適 化評価原単位 の対前年度比 の寄与度 （％） $(⑥'-2) =$ $(⑥'-2) \times$ $(⑥'-2) / 100$
1	工場等に係る 事業の名称											(⑥'-2)
	細分類 番号						(名称：) (単位：)					
2	工場等に係る 事業の名称											(⑥'-2)
	細分類 番号						(名称：) (単位：)					
3	工場等に係る 事業の名称											(⑥'-2)
	細分類 番号						(名称：) (単位：)					
事業者全体		(③'-2) (合計)	(③'-2') (合計)	④ (合計)	⑤' (合計)	(④'-2) (合計)	100%	⑦	(⑥'-2)	(⑥'-2)	(⑥'-2) = (⑥'-2) / (⑥'-2) × 100	
											(⑥'-2) = (⑥'-2) + (⑥'-2) + (⑥'-2) +...	
								(名称：) (単位：)				

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定—第3表 1—1 エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (㉔'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、㉔' (㉔'-2) (㉔'-2) (㉔'-2)は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要最適化評価原単位 (㉔'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (㉔'-2) (㉔'-2) ㉔' (㉔'-2)及び事業者全体の (㉔'-2) から (㉔'-2)まで記入すること。
- 4 「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (㉔'-2)」は、(㉔'-2)の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第4表 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比(%)		㊦-1	㊧-1	㊨-1	㊩-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比(%)		㊦-2	㊧-2	㊨-2	㊩-2	

備考 特定－第3表1－1、1－2において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比(%) (㊦-1)、(㊦-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		□ 月別 □ 時間帯別				
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比(%)		㊦'-1	㊧'-1	㊨'-1	㊩'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比(%)		㊦'-2	㊧'-2	㊨'-2	㊩'-2	

備考 特定－第3表2－1、2－2において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比(%) (㊦'-1)、(㊦'-2)」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入すること。

3 非化石エネルギーの使用状況

3-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める 非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象 となる 事業	指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					定量目標 の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

- 備考
- 3-1、3-2 及び 3-3 では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
 - 3-1、3-2 及び 3-3 の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
 - ① 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
 - ② 「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
 - ③ 特定第2表 1-4 に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
 - 3-1、3-2 及び 3-3 の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
 - 3-2 及び 3-3 において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 事業者の過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク 指標の見込み	達成率	目標年度における目標 値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考 1 「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

$$\text{達成率} = (\text{①} - \text{②}) / (\text{①} - \text{③})$$
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1－1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第5 備考に規定する補正值により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市 ガスによる 火力発電		
石油その他の燃料による 火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量(GJ)	
設備に投入した水素のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量(GJ)	

備考 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定一第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

		対象項目別評価点
I エネルギーの使用の合理化の基準		
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項		
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	☐ 策定している ☐ 策定していない	
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	☐ 全て含めている ☐ 大半含めている ☐ 一部含めている ☐ 含めていない	
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない （整備完了予定年 年度）	
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	☐ 配置済み ☐ 一部配置している ☐ 配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務 ア、設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
イ、取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
ウ、取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
エ、エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
③現場実務を管理する者の責務 ア、設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない	
イ、取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない	
ウ、ア、のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	☐ 全ての工場等で実施している ☐ 大半の工場等で実施している ☐ 一部の工場等で実施している ☐ 実施していない	
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	

善を行うこと。		
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。善を行うこと。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
I-2		
I 工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない (整備予定年 年度)	
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
(6) 休日や非作業時等においては、作業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	☐ 実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
ISO50001 の活用状況	☐ 認証取得している ☐ 認証取得を検討している (取得予定年 年度) ☐ 検討していない	
全 体 評 価	総合評価点 点 評価結果 判断基準に適合している	

特定－第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画 作成指針	該当する工場等	中長期計画書記 載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考 「内容」の欄の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量 構成比(%)、④原料原産国(バイオ マス燃料のみ記入))	
設計効率(発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量 (千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち 熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置 の適用に関する配慮事項	

- 備考
- 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であつて、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
 - 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
 - 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
 - 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
 - 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度														
設備の名称														
設備を設置した工場等の名称														
設備を設置した工場等の所在地	〒													
運転開始年月日														
設備容量 (kW)														
設計効率(発電端・HHV) (%)														
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))														
設備から得られた電気のエネルギー 量(千 kWh)														
設備から得られた熱のエネルギー のうち熱として活用された量(GJ)														
設備に投入したエネルギー量(GJ)														
設備に投入した副生物のエネルギー 量(GJ)														
設備に投入したバイオマス 燃料のエネルギー量(GJ)														
月別バイオマス燃料又は副生物の 熱量構成比 (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 実績	
月別実績効率 (発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 実績	
発電専用設備の新設に当たっての 措置の適用に関する配慮事項														

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- (1) バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
- (2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第9の特定－第9表6の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第9表6の「設計効率」の欄に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4月」から「3月」の欄は、電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみに記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

特定－第 10 表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エ ネ ル ギ ー 管 理 指 定 工 場 等 番 号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

特定－第 11 表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事業 の名称	エネルギーの使用 量（原油換算 kJ）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第 1 表から第 10 表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考 1 の報告の際には、指定－第 1 表から第 10 表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第 6 条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考 1 の報告の際には、指定－第 1 表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
					廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
	商標又は商号等					
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
- 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の1及び4の2にも、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の3及び4の4にも、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第12表の4の5及び4の6にも、必要事項を記載すること。
- 7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第12表の2に必要事項を記載すること。
- 8 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 1 及び 4 の 2 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 3 及び 4 の 4 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 12 表の 4 の 5 及び 4 の 6 に記載すること。

6 の 1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 12 表の 6 の 2 及び 6 の 3 に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の 6 の 4 に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第 12 表の 6 の 5 に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO ₂	t-CO ₂

- 備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
- 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
- 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定一総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

認定－第1表 事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号										
特定排出者番号										
事業者の名称										
法人番号										
主たる事務所の所在地	〒									
代表者の役職名										
代表者の氏名										
主たる事業										
細分類番号					/					
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称： 変更前の事業者の所在地：〒										

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する 熱・電気を発生さ せるために使用し た燃料の使用量		販売した副生エネ ルギーの量		購入した未利用熱 の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いた エネルギー使用量		連携分の エネルギー使用量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油	t												
	アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油	液化石油ガス（LPG）	t											
	ガス	石油系炭化水素ガス	㎥											
	可燃性	液化天然ガス（LNG）	t											
	天然ガス	その他可燃性天然ガス	㎥											
	石炭	輸入原料炭	t											
		コークス用原料炭	t											
		吹込用原料炭	t											
		輸入一般炭	t											
		国産一般炭	t											
		輸入無煙炭	t											
		石炭コークス	t											
		コールタール	t											
		コークス炉ガス	㎥											
		高炉ガス	㎥											

243/356

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度					
		使用量		連携分を除いた エネルギー使用量		連携省エネルギー分の エネルギー使用量	
		数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	4月	千 kWh					
	5月	千 kWh					
	6月	千 kWh					
	7月	千 kWh					
	8月	千 kWh					
	9月	千 kWh					
	10月	千 kWh					
	11月	千 kWh					
	12月	千 kWh					
	1月	千 kWh					
	2月	千 kWh					
	3月	千 kWh					
時間帯別	出力制御 時間帯	千 kWh					
	需給が厳しい 時間帯	千 kWh					
	その他の時間帯	千 kWh					
	合計						

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

2 設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

1－4 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh
☐ 熱			GJ・kWh
☐ 電気			GJ・kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
 - 5 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 6 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 7 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 8 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1－5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱	1.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱	3.	GJ・kWh	kl	%
☐ 電気				

2 連携省エネルギー措置の実績

2-1 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

認定－第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、 □を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係 る事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

認定－第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類におけ る細分類番号				工場等に係る事 業の名称	エネルギーの使用 量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに認定－第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、認定－第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、認定－第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定-第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
					廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
	商標又は商号等					
1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂	t-CO ₂
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					

- 備考
- 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
 - 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。
なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 - 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
 - (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
 - (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。
 - 6 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用

- に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の1及び4の2にも、備考4（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の3及び4の4にも、備考4（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定一第5表の4の5及び4の6にも、必要事項を記載すること。
- 7 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定一第5表の2に必要事項を記載すること。
- 8 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事 業 分 類				エネルギーの使用に伴って 発生する二酸化炭素
事業者 全体	主たる事業				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所 管する大臣				
1	工場等に係る 事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を 所管する大臣				
2	工場等に係る 事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を 所管する大臣				
3	工場等に係る 事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を 所管する大臣				

備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の1及び4の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の3及び4の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第5表の4の5及び4の6に記載すること。

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第5表の6の2及び6の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第5表の6の5に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	t-CO ₂	t-CO ₂

- 備考 1 本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
- 2 グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
- 3 他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
- 4 算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

6の4 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
- 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
- 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の5 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
- 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
- 3 電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
- 4 算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- 備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。
- 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
- 3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第 1 表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号					
当該工場等の名称					
当該工場等の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（ － － ） FAX（ － － ） メールアドレス				

指定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度							
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl								
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
	揮発油	kl								
	ナフサ	kl								
	ジェット燃料油	kl								
	灯油	kl								
	軽油	kl								
	A重油	kl								
	B・C重油	kl								
	石油	t								
	アスファルト	t								
	石油コークス	t								
	液化石油ガス（LPG）	t								
	石油系炭化水素ガス	千m³								
	液化天然ガス（LNG）	t								
	その他可燃性天然ガス	千m³								
	輸入原料炭	t								
	コークス用原料炭	t								
	吹込用原料炭	t								
	輸入一般炭	t								
	国産一般炭	t								
	輸入無煙炭	t								
	石炭コークス	t								
	コールタール	t								
	コークス炉ガス	千m³								

備考 1 他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2 ※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量1千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含まないこと。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯	単位	年度	
		使用量	
		数値	原油換算 kl
月別	4月	千kWh	
	5月	千kWh	
	6月	千kWh	
	7月	千kWh	
	8月	千kWh	
	9月	千kWh	
	10月	千kWh	
	11月	千kWh	
	12月	千kWh	
	1月	千kWh	
	2月	千kWh	
	3月	千kWh	
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	
	需給が厳しい時間帯	千kWh	
	その他の時間帯	千kWh	
合計		千kWh	

備考 1 事業者単位で月別・時間帯別のいずれか1つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2 原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日
------------------------	---

備考 1 日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

1-4 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
☐ 熱 ☐ 電気	1.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱 ☐ 電気	2.	GJ・kWh	kl	%
☐ 熱 ☐ 電気	3.	GJ・kWh	kl	%

指定－第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設 備 の 名 称	設 備 の 概 要	稼 働 状 況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（％）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（名称： ）（単位： ）	㉔	

指定－第5表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（％）
原単位＝ $\frac{\text{エネルギー使用量（原燃費）（指定-第2表㉔' -㉔-㉔'）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第4表㉔）}}$		

備考 ㉔' は㉔の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2 電気需要最適化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
電気需要最適化 評価原単位	$= \frac{\text{電気需要最適化時間帯電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定 - 第4表㉔)}}$	

3 非化石エネルギーの使用状況

	年度	
非化石電気 の使用状況	$= \frac{\text{補正後の非化石電気 合計原油換算 kl}}{\text{補正後の電気 合計原油換算 kl}}$	%

備考 以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

- ①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
- ②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定-第6表 過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比 (%)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	

2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			□ 月別 □ 時間帯別			
	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比 (%)	㉑'	㉒'	㉓'	㉔'	㉕'	

3 非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第7表 エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

- 1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考 （イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考 （ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

- 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定一第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たつての措置	対象項目別評価点
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空気調和設備、換気設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	照明設備、昇降機の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(4) 受変電設備	受変電設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	受変電設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	受変電設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	受変電設備の新設・更新に当たつての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	

BEMS				BEMSの新設・更新に当た る措置 ☐ BEMSを採用した ☐ BEMSを採用してい ない	
(5)-1 ガスター ビン、蒸気タービン、 ガスエンジン等専ら発 電のみに供される設備 (発電専用設備)、コ ージェネレーション設 備	発電専用設備、コージェネ レーション設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の 状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備、コージェネ レーション設備に関する計測及 び記録 計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備、コージェネ レーション設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	発電専用設備、コージェネ レーション設備の新設・更新に 当たった措置 ☐ 新設・更新の際、判断基 準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基 準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・ 更新していない	
(5)-2 太陽光発 電設備等			太陽光発電設備等の保守及び 点検 保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		
(6) 事務用機器、 民生用機器	事務用機器の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の 状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			事務用機器、民生用機器の新 設・更新に当たった措置 ☐ 新設・更新の際、判断基 準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基 準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・ 更新していない	
(7) 業務用機器	業務用機器の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の 状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	業務用機器に関する計測及び 記録 計測及び記録に関する管理標 準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及 び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	業務用機器の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標 準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及 び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	業務用機器の新設・更新に当 たった措置 ☐ 新設・更新の際、判断基 準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基 準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・ 更新していない	
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借してい る事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量につ いての情報提供			☐ 情報提供している ☐ 一部の賃借事業者に情報提供している ☐ 情報提供していない		
全 体 評 価			総合評価点 点 評価結果 判断基準に適合している		

2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準
の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別 評価点
(1) 燃料の燃焼の 合理化	燃料の燃焼の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	燃料の燃焼に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	燃焼設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化					
(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	加熱等に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	加熱等を行う設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2-2) 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(2-2)-2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定	廃熱に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定	廃熱回収設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済（ % ） ☐ 未設定	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置 ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない	

	管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(4) 熱の動力等への変換の合理化					
(4-1) 蒸気駆動の動力設備					
管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない		
管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
(4-2) 発電専用設備					
管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	熱利用 ☐ 実施している ☐ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない 副生物混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設していない	
管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		
(4-2)-2 太陽光発電設備等					
			太陽光発電設備等の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		
(4-3) コージェネレーション設備					
コージェネレーション設備の管理・効率化に向けた取組 管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	熱利用 ☐ 実施している ☐ 実施していない バイオマス・水素・アンモニア混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない 副生物混焼 ☐ 実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない		
(5) 放射、伝導、対流等によるエネルギーの損失の防止					

(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置	
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化					
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている管理の状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ☐ 設定済 ☐ 一部設定済 (%) ☐ 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない	☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した ☐ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない ☐ 当該年度に設備を新設・更新していない	
全 体 評 価		総合評価点 点 評価結果 判断基準に適合している			

2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力 (kW)						
設備の用途						
実績効率 (%)						
設計効率 (%)						
燃料種ごとの基本情報						
燃料種						
年間使用量 (GJ)						
熱量構成比 (%)						
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量 (千 kWh)						
高効率化に向けた取組						
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)						
設備に投入したバイオマスのエネルギー量 (GJ)						
	バイオマスの種類					
設備に投入した水素のエネルギー量 (GJ)						
設備に投入したアンモニアのエネルギー量 (GJ)						
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量 (GJ)						
	副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正值 (%)						

- 備考 1 本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
- 2 「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
- 3 「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
- 4 「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
- 5 「調整力稼働による補正值」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第5 備考2に規定する補正值を加算する場合に、当該補正值及びその算定式を記入すること。

指定—第9表— その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

指定一第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素	t-CO ₂
	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂

備考 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）
- (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第10表の3の1にも、備考1（2）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第10表の3の2にも、備考1（3）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定一第10表の3の3にも、必要事項を記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

備考 本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

3の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 1 に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 2 に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定第 10 表の 3 の 3 に記載すること。

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

備考 1 本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をすること。

2 同法第32条第1項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

3 本表の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。
- 4 特定－第 1 表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 特定－第 2 表 1－1 の使用量の欄には、特定事業者にあつては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあつては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあつては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したとされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 6 指定－第 2 表 1－1 には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。
- 7 特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。
- 8 特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。
- 9 特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。
- 10 特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の「その他の燃料」の「都市ガス」の下欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 11 販売した電気の量は、特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。
- 12 特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量 1 キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。
- 13 特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の GJ を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を TJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。
- 14 特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第 2 表 1－1 及び指定－第 2 表 1－1 の下に注記すること。
- 15 特定－第 2 表 1－1、特定－第 4 表、特定－第 6 表、指定－第 2 表、指定－第 4 表、指定－第 5 表及び指定－第 6 表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第 4 表及び指定－第 5 表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 (\%)$$
- 16 特定－第 3 表の欄㊸及び指定－第 4 表の欄㊹の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産し

- ている場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。
- 17 特定－第3表及び指定－第5表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 18 特定－第3表1－1、1－2における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。
- (1) 特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（4桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。
- (2) 事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（⑤）について検討すること。
- (3) ⑤がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の⑤に換算可能であり、事業者全体の原単位（⑩-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（⑩-1）を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（①-1）
 ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（①-1'）
 ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ ②
 ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ ②'
 ⑤（①-1'）－②－②'・・・（③-1）
 ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑥
 ⑦事業分類ごとの（③-1）及び⑥を事業者全体で合計し、それぞれの合計値（④-1）、（⑤-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（⑩-1）＝（④-1）／（⑤-1）が求められる。
- ⑧（⑩-1）と前年度の原単位（⑩-1）の比・・・（⑤-1）
- (4) ⑤が事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（⑩-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（⑥-1）を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（①-1）
 ②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（①-1'）
 ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ ②
 ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ ②'
 ⑤（①-1'）－②－②'・・・（③-1）
 ⑥事業分類ごとの（③-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（④-1）
 ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑥
 ⑧エネルギー消費原単位・・・（③-1）/⑥＝（⑦-1）
 ⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・（③-1）
 ⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（⑥-1）
 ⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（⑥-1）を（④-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（⑥-1）＝（④-1）＋（⑥-1）＋（③-1）＋・・・
- 19 特定－第3表2－1、2－2における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、（③-1）の構成割合（④-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（⑥）については、特定－第3表1における算定と同じとすること。
- (1) ⑤がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の⑤に換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（⑩'-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（⑩'-1）を求める。
- ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（①-1）
 ②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）
 ・・・（①'-1'）

- ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・⑧
 ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・⑨
 ⑤ $(A-1') - B - ⑨' \cdots (C'-1)$
 ⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑩
 ⑦事業分類ごとの $(C'-1)$ 及び⑩を事業者全体で合計し、それぞれの合計値 $(⑩'-1)$ 、⑦を求め
 ることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 $(⑩'-1) = (⑩'-1) / ⑦$ が求められる。
 ⑧ $(⑩'-1)$ と前年度の原単位 $(⑩'-1)$ の比・・・ $(⑩'-1)$
 (2) ⑥が事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位 $(⑩'-1)$ が算出困難な場合は、
 事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原
 単位の対前年度比 $(⑩'-1)$ を求める。
 ①エネルギーの使用量の合計（原油換算 k1）・・・ $(A-1)$
 ②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 k1）・・・ $(A'-$
 $-1')$
 ③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 k1）・・・⑧
 ④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 k1）・・・⑨
 ⑤ $(A-1') - B - ⑨' \cdots (C'-1)$
 ⑥事業分類ごとの⑤の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合 (%)・・・ $(⑩-1)$
 ⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・⑩
 ⑧電気需要最適化評価原単位・・・ $(C'-1) / ⑩ = (⑩'-1)$
 ⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・ $(⑩'-1)$
 ⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 (%)・・・ $(⑩'-1)$
 ⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比 $(⑩'-1)$ を $(⑩-1)$ の重みで加重平均し、
 事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。 $(⑩'-1) = (①'-1) + (②'-$
 $-1) + (③'-1) + \cdots$
- 2 0 特定－第4表及び指定－第6表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。
 また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度
 比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
 なお、特定－第3表1及び2において事業者全体の原単位 $(⑩-1)$ 及び事業者全体の電気需要最適
 化評価原単位 $(⑩'-1)$ が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適
 化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に $(⑩-1)$ 及び $(⑩'-1)$ を記入すること。
 また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適
 化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加
 味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、
 並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算
 定した値を記入すること。その際、特定－第3表3及び4において事業者全体の原単位 $(⑩-1)$ 及
 び事業者全体の電気需要最適化評価原単位 $(⑩'-1)$ が算出困難であった場合は、「連携省エネルギ
 ー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化
 評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に $(⑩-1)$ 及び $(⑩'-1)$ を記入すること。
- 2 1 特定－第4表及び指定－第6表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及
 び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携
 省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗
 じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。
 (1) エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = ((①-1) \times (②-1) \times (③-1) \times (④-1))^{1/4} (\%) \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (④ \times ⑤ \times ⑥ \times ⑦)^{1/4} (\%)$$
 (2) 電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = ((①'-1) \times (②'-1) \times (③'-1) \times (④'-1))^{1/4} (\%) \text{ 又は}$$

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (④' \times ⑤' \times ⑥' \times ⑦')^{1/4} (\%)$$
- 2 2 特定－第5表は、例えば「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」
 と記入してもよい。
- 2 3 特定－第6表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標
 の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対

- 象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。
- 24 特定－第7表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。
- 25 特定－第8表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。
- 26 特定－第10表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。
- 27 特定－第11表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。
- 28 特定－第12表及び指定－第10表の記入に当たっては、特定－第12表及び指定－第10表に記載された備考欄を参照すること。
- 29 指定－第2表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
- 30 指定－第2表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第2表欄外に記入すること。
- 31 指定－第3表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入すること。
- 32 指定－第8表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第5条第1項第1号）に該当する場合は1、それ以外の工場等（法第5条第1項第2号）に該当する場合は2について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。
- 33 指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。
- 34 認定－第2表、第3表、第4表、第5表の記入に当たっては、特定－第2表、第10表、第11表、第12表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第22(第58条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 22 (第 58 条関係)

登録調査機関登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第8 8 条の規定に基づき、次のとおり同法第 8 4 条第 1 項の登録を受けたいので申請します。

確認調査の業務を行おうとする事業所	名称	
	所在地	
確認調査の業務を開始しようとする年月日		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第23(第64条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 23 (第 64 条関係)

事業所変更届出書		年 月 日	
経済産業大臣 殿			
住所			
登録調査機関			
法人にあつては代表者の氏名			
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 9 3 条の規定に基づき、次のとおり事業所を変更したので届け出ます。			
変更事項		変更の内容	
		変 更 前	変 更 後
確認調査の業務 を行う事業所	名 称		
	所 在 地		
変更年月日			
変更の理由			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第24(第65条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 24（第 65 条関係）

調査業務規程届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住所	
登録調査機関	
法人にあつては代表者の氏名	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり調査業務規程を設定したので届け出ます。	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第25(第66条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 25 (第 66 条関係)

調査業務規程変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所

登録調査機関

法人にあつては代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 9 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり調査業務規程の変更をしたいので届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	
変 更 の 理 由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第26(第68条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 26 (第 68 条関係)

調査業務休止・廃止届出書	
年 月 日	
経済産業大臣 殿	
住所	
登録調査機関	
法人にあつては代表者の氏名	
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第95条の規定に基づき、次のとおり調査業務の全部又は一部を休止又は廃止したいので届け出ます。	
休止又は廃止しようとする調査業務の範囲	
休止又は廃止しようとする年月日及び期間	
休止又は廃止しようとする理由	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第27(第75条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 27 (第 75 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

貨物の輸送量届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事 業 者 の 名 称					
主たる事務所の所在地	〒				
主 たる 事 業					
細 分 類 番 号					
貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量 (年度)	トンキロ				
備 考					

2. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
- 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 次年度以降において輸送量が令第 1 2 条第 2 項に該当しないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

様式第28(第77条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 28 (第 77 条関係)

		※受理年月日			
		※取消年月日			
特定荷主指定取消申出書					
殿					
年 月 日					
住 所					
法人名					
法人番号					
代表者の役職名					
代表者の氏名					
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第113条第3項の規定に基づき、特定荷主の指定の取消しを申し出ます。					
1. 特定荷主の概要					
特定荷主の概要	特定荷主番号				
	事業者の名称				
	主たる事務所の所在地	〒			
	主たる事業				
	細分類番号				
	貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量(年度)	トンキロ			
指定の取消しを申し出る理由					

備考	
----	--

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の欄については、最近の1年度における当該輸送量を記入すること。
 - 6 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が令第12条第2項で定める量以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の当該輸送量の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

様式第29(第78条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 29 (第 78 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

中 長 期 計 画 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名 (英語表記)
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第114条又は第118条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定荷主又は認定管理統括荷主の名称等

特定荷主番号又は 認定統括荷主番号						
事業者の名称						
主たる事務所の所在地	〒 電話 (- -)					
主たる事業						
細分類番号						
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス					
中長期計画書の 提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を ☐ 希望する					
本計画書(合理化) の計画期間	() 年度 ～ () 年度					
本計画書(非化石転換) の計画期間	() 年度 ～ () 年度					☐ 計画内容に変更なし

II エネルギーの使用の合理化に関する計画

1. 計画内容

対策	計画内容	実施時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 kl/年)

2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

--

3. 前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由
対策	追加された計画	理由

Ⅲ 非化石エネルギーへの転換に関する計画

1. 非化石エネルギーへの転換に関する定量的な目標

1-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車	
		目標年度における 定量目標の目安	目標
		年度	年度
電気自動車	①	/	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②		台
プラグインハイブリッド自動車	③		台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④		台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥		台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦		台
電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦)/⑥		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	%	%

1-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

1-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t以下）への転換に関する事項及び参考情報

--

1-4 充電設備の設置数（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標	電気自動車、プラグイン ハイブリッド自動車の 台数 (①+③)
	年度	
□		台

1-5 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t超の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車
		目標
		年度
電気自動車	①	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台
電動車割合 (参考)	$(①+②+③+⑦)/⑥$	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	%

1-6 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る参考情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の 使用量の見込み	使用台数の見込み
	%	kl	台
	%	kl	台

1-7 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8t超）への転換に関する事項及び参考情報

--

1-8 その他定量的な目標

計画内容	年度	目標

2. 非化石エネルギーへの転換に関する定性的な目標

2-1 計画内容

対策	計画内容	実施時期

2-2 その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

--

2-3 前年度計画書との比較

対策	削除された計画	理由
対策	追加された計画	理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 計画書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 作成担当者連絡先の欄には、本計画書の作成を担当した者の職名、氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。
 - 6 IIの1及びIIIの2-1の「計画内容」の欄については、対策の内容別に適用対象範囲を明示して記入すること。
 - 7 IIの1の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における「年間エネルギー消費量の削減効果」を記入すること。
 - 8 IIの2及びIIIの2-2には、IIの1及びIIIの2-1の欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
 - 9 IIIの1-1及び1-4の「自家用」の輸送とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「荷主専属用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。
 - 一 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
 - 二 同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
 - 10 「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
 - 11 IIIの1-4には、1-1の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の目標（単位：台）を参考に、充電設備の設置数（単位：口）について目標を記入すること。
 - 12 IIの3及びIIIの2-3には、IIの1及びIIIの2-1について前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

様式第30(第79条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 30（第 79 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 5 条第 1 項又は第 1 1 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1表 エネルギー使用量等

1-1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分	算定方法	エネルギー使用量 熱量 GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
		前年度からの変更		連携分を除いた エネルギー使用 量 GJ	連携分のエネ ルギー使用量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ()	有/無			
	その他 ()	有/無			
	貨物自動車 ()	有/無			
	貨物自動車 ()	有/無			
	貨物自動車 ()	有/無			
委託輸送	貨物自動車 ()	有/無			
	貨物自動車 ()	有/無			
	貨物自動車 ()	有/無			
	船舶 ()	有/無			
	船舶 ()	有/無			
	鉄道 ()	有/無			
	航空機 ()	有/無			
	合計 GJ				
	うち非化石 GJ				
原油換算 kl		㊦-1	㊦-2		
うち非化石 kl					
前年度原油換算 kl					
対前年度比 (%)					

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主運搬省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
						連機分を除いたエネルギー使用量		連機分のエネルギー使用量	
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl		
		軽油	kl		kl		kl		
		()							
		()							
	その他 ()	()							
		()							
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl		
		軽油	kl		kl		kl		
		()							
		()							
	船舶 ()	A重油	kl		kl		kl		
		B・C重油	kl		kl		kl		
		()							
	鉄道 ()	軽油	kl		kl		kl		
		電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh		
		()							
		()							
	航空機 ()	ジェット燃料油	kl		kl		kl		
揮発油		kl		kl		kl			
()									
合計									

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費
						運搬分を除いたエネルギー使用量 GJ		運搬分のエネルギー使用量 GJ		
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
		()								
	その他 ()	()								
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
		()								
	船舶 ()	A重油		kl		kl		kl		km/l
		B・C重油		kl		kl		kl		km/l
		()								
	鉄道 ()	軽油		kl		kl		kl		km/l
		電気		千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh
		()								
	航空機 ()	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
		揮発油		kl		kl		kl		km/kl
		()								
合計										

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均積載率	(参考) エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)
		燃料	最大積載量 (kg)		エネルギー使用量		連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ			
					数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
			500～1,499		kl		kl		kl		%	
			1,500～		kl		kl		kl		%	
		軽油	～999		kl		kl		kl		%	
			1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
			2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
			4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
			6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他 ()		kl		kl		kl			
			その他 ()	()								
	その他 ()	()										
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
			500～1,499		kl		kl		kl		%	
			1,500～		kl		kl		kl		%	
		軽油	～999		kl		kl		kl		%	
			1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
			2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
			4,000～5,999		kl		kl		kl		%	

			6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
		その他 ()	()		kl		kl		kl			
		船舶 ()	()									
		鉄道 ()	()									
		航空 機 ()	()									
		合計										

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

1-2 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 5 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 6 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

メニュー名	使用量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
1.	kWh	k1	%
2.	kWh	k1	%
3.	kWh	k1	%

- 2 荷主連携省エネルギー措置の実績
- 2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

- 2-2 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

- 2-3 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

第2表 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比 (%)
エネルギー使用量と密接な関係を持つ値 (名称:) (単位:)	㉔	

第3表 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{エネルギーの使用量(原油換算kl)} \text{ (㉕-1)}}{\text{エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (㉔)}}$		
原単位= $\frac{\text{エネルギーの使用量(原油換算kl)} \text{ (㉕-2)}}{\text{エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (㉔)}}$		

第4表 複数の種類の値を用いてエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を算定した場合の算定手法、エネルギー消費原単位の算定方法を変更した場合の理由

第5表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

1 エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		㉕-1	㉕-1	㉕-1	㉕-1	
荷主連携省エネルギー措置を 踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		㉕-2	㉕-2	㉕-2	㉕-2	

2 非化石エネルギーの使用状況

2-1 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t以下の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車						
		実績					目標年度における定量的目標の目安	目標
							年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台		台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台	台	台	台	台		台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台		台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台		台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+②+③+④	台	台	台	台	台		台
自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台		台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台	台	台	台	台		台
電動車割合 (参考)	(①+②+③+⑦)／⑥	%	%	%	%	%		%
非化石エネルギー自動車割合	⑤／⑥	%	%	%	%	%		%

2-2 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

2-3 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t以下）への転換に関する事項及び参考情報

2-4 充電設備の設置数（車両総重量8 t以下の貨物自動車）

充電設備の設置数	目標	電気自動車、プラグイン ハイブリッド自動車の 台数（㊦+㊧）
	年度	
□		台

2-5 その他充電設備の設置数等に関する事項及び参考情報

2-6 非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量8t超の貨物自動車）

区分		自家用及び荷主専用輸送に使用する貨物自動車					
		実績					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
電気自動車	①	台	台	台	台	台	台
水素自動車 (燃料電池自動車を含む)	②	台	台	台	台	台	台
プラグインハイブリッド自動車	③	台	台	台	台	台	台
専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車	④	台	台	台	台	台	台
非化石エネルギー自動車の合計	⑤=①+ ②+③+④	台	台	台	台	台	台
自家用及び荷主専用輸送に使用する貨物自動車の合計	⑥	台	台	台	台	台	台
ハイブリッド自動車 (参考)	⑦	台	台	台	台	台	台
電動車割合 (参考)	$\frac{①+②+③+⑦}{⑥}$	%	%	%	%	%	%
非化石エネルギー自動車割合	⑤/⑥	%	%	%	%	%	%

2-7 バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報

燃料の種類 (バイオ燃料又は合成燃料)	混合割合	バイオ燃料又は合成燃料 の使用量	台数
	%	kl	台
	%	kl	台

2-8 その他非化石エネルギー自動車（車両総重量8 t 超）への転換に関する事項及び参考情報

第6表 エネルギーの消費原単位が改善できなかった場合及び非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1 %以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

2 非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

第7表 エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

1 共通的な取組

対象項目				
取組方針の作成とその効果等の把握	取組方針の策定 ☐ 策定している ☐ 策定していない	責任者の配置実施中 ☐ 全ての部門で設置している ☐ 大半の部門は設置している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	計画の策定 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	報告と指示 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない
	社内研修体制の整備 ☐ 整備済み ☐ 整備中 ☐ 未整備	エネルギー使用実態等のより正確な把握 ☐ 実施している ☐ 実施していない	エネルギー使用実態等の把握方法の定期的確認 ☐ 実施している ☐ 実施していない	燃料使用量の情報提供及び算定方法 ☐ 情報提供なし ☐ 情報提供ありー燃料法 ☐ 情報提供ありー燃費法 ☐ 情報提供ありートンキロ法 ※ 割合の多いものを選択
輸送効率向上のための措置	商品や荷姿の標準化 ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	製品や包装資材の軽量化、小型化 ☐ 該当なし ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	輸送ルートの工夫 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	燃費向上のための貨物の輸送の見直し ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない
	計画的な貨物の輸送 ☐ 実施している ☐ 一部実施している ☐ 実施していない			
準荷主との連携	貨物の輸送頻度等の見直し ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない			

2 主に企業向けの大口貨物の配送 有・無

対象項目				
大口貨物の 配送効率向上	積み合わせ輸送の利用 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	適正車種の選択 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	時間的猶予の確保 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	エコドライブの推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない
	自営転換の推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	鉄道および船舶の活用 の推進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	車両等の大型化 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	

3 主に消費者向けの小口貨物の配送 有・無

対象項目				
小口貨物の 配送効率向上	日時や受取場所の指定 ☐ 輸送事業者が対応不可 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	日時や受取場所の通知・変更への対応 ☐ 輸送事業者が対応不可 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	同梱やまとめ送りの促進 ☐ 全てで実施している ☐ 大半で実施している ☐ 一部だけ実施している ☐ 実施していない	
	再配達削減のための取組			
	消費者への啓発の取組			

第8表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措 置 の 概 要

3 電気の需要の最適化に関する事項

措 置 の 概 要

第9表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度： 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-CO2
---------------------------	-------

2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
--	--------------	---	--------------

荷主認定一総括表 認定管理統括荷主及び管理関係荷主において、貨物の輸送量が令第12条第2項に定める数値以上の荷主の一覧

1 認定管理統括荷主

認定管理統括荷主 番号	認定管理統括 荷主の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

2 管理関係荷主

管理関係荷主 番号	管理関係荷主 の名称	法人名	法人名(英語表記)	法人番号	銘柄コード

荷主認定－第1表 認定管理統括荷主及び管理関係荷主の名称等

認定管理統括荷主番号又は 認定管理関係荷主番号										
特定排出者番号										
事業者の名称										
法人番号										
主たる事務所の所在地	〒 電話 (- -)									
代表者の役職名										
代表者の氏名										
主たる事業										
細分類番号										
主たる事業を所管する大臣										

荷主認定－第2表 エネルギー使用量等

1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

識別	区分	算定方法		エネルギー使用量 熱量 GJ	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量		
			前年度からの変更		連携分を除いたエネルギー使用量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ	
	自家輸送	貨物自動車 ()	有／無				
		その他 ()	有／無				
		貨物自動車 ()	有／無				
		貨物自動車 ()	有／無				
	委託輸送	貨物自動車 ()	有／無				
		貨物自動車 ()	有／無				
		貨物自動車 ()	有／無				
		貨物自動車 ()	有／無				
		船舶 ()	有／無				
		船舶 ()	有／無				
		鉄道 ()	有／無				
		航空機 ()	有／無				
		合 計 GJ					
		うち非化石 GJ					
原油換算 kl			⑩－1	⑩－2			
うち非化石 kl							
前年度原油換算 kl							
対前年度比 (%)							

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			エネルギー使用量		荷主運搬省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
						運搬分を除いたエネルギー使用量 GJ		運搬分のエネルギー使用量 GJ	
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl		
		軽油	kl		kl		kl		
		()							
		()							
	その他 ()	()							
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl		
		軽油	kl		kl		kl		
		()							
		()							
	船舶 ()	A 重油	kl		kl		kl		
		B・C 重油	kl		kl		kl		
		()							
	鉄道 ()	軽油	kl		kl		kl		
		電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh		
		()							
	航空機 ()	ジェット燃料油	kl		kl		kl		
		揮発油	kl		kl		kl		
		()							
合計									

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主運搬省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費
						連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ		
						数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
		()								
	その他 ()	()								
		()								
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l
		軽油		kl		kl		kl		km/l
		()								
		()								
	船舶 ()	A 重油		kl		kl		kl		km/l
		B・C 重油		kl		kl		kl		km/l
		()								
	鉄道 ()	軽油		kl		kl		kl		km/l
		電気		千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh
		()								
	航空機 ()	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl
		揮発油		kl		kl		kl		km/kl
		()								
合計										

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均積載率	(参考) エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)
							連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ			
	燃料	最大積載量 (kg)	数値		熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ			
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
			500～1,499		kl		kl		kl		%	
			1,500～		kl		kl		kl		%	
		軽油	～999		kl		kl		kl		%	
			1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
			2,000～3,999		kl		kl		kl		%	
			4,000～5,999		kl		kl		kl		%	
			6,000～7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他 ()		kl		kl		kl			
	その他 ()	()										
		()										
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
			500～1,499		kl		kl		kl		%	
			1,500～		kl		kl		kl		%	
		軽油	～999		kl		kl		kl		%	
			1,000～1,999		kl		kl		kl		%	
			2,000～3,999		kl		kl		kl		%	

			4,000～ 5,999		kl		kl		kl		%	
			6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
		その他 ()	()		kl		kl		kl			
		船舶	()									
			()									
		鉄道	()									
		航空機	()									
		合計										

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

1-2 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
		kWh
		kWh
		kWh

- 備考
- 1 本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
 - 2 算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 - 3 証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
 - 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
 - 5 無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
 - 6 非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 - 7 本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

1-3 電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

メニュー名	使 用 量		非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況
1.	kWh	kI	%
2.	kWh	kI	%
3.	kWh	kI	%

2 荷主連携省エネルギー措置の実績

2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

2-2 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

2-3 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

荷主認定ー第3表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

報告年度： 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	t-CO2
---------------------------	-------

2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

3 権利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

上記1又は2の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定による提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
--	--------------	---	--------------

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の捺印を付した欄は記入しないこと。
- 4 報告書冒頭の特記排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。
- 5 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 6 作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
- 7 第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。また、第1表並びに付表1、付表2又は付表3の「エネルギー使用量」は、認定管理統括荷主にあつては、当該認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量とする。
- 8 第1表の識別の欄には、付表1、付表2及び付表3の識別の欄と共通の番号を記入すること。
- 9 第1表の区分の欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 10 第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
- 11 第1表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
- 12 付表1の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 13 付表1の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 14 付表1の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 15 付表1のエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 16 付表1のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 17 付表1補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 18 付表2の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 19 付表2の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 20 付表2の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 21 付表2の平均燃費の欄には、輸送距離（km）とエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離 (km)}}{\text{エネルギー使用量 (数値)}}$$
- 22 付表2のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 23 付表2補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 24 付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定

- した量を合算する方法をいう。
- 25 付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量(千トンキロ)とエネルギー使用量(kl)を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。
- $$\text{エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)} = \frac{\text{エネルギー使用量 (kl)}}{\text{輸送量(千トンキロ)} \times 1000}$$
- 26 付表3のエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 27 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 28 第2表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量(これに相当する金額を含む。)その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を()内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。
- 29 第3表の「原単位」とは、単位輸送量当たりのエネルギー消費量をいう。
- 30 第5表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 31 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり(荷主連携省エネルギー措置を踏まえた場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。)
- $$5\text{年度間平均原単位変化}(\%) = \left(\frac{(\text{㉔}-1) \times (\text{㉕}-1) \times (\text{㉖}-1) \times (\text{㉗}-1)}{4} \right)^{\frac{1}{4}} (\%)$$
- 32 第5表の「荷主専用輸送」とは、次に掲げる輸送をいう。
- 一 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送業の用に供する自動車による貨物の輸送のうち特定の荷主の専属として行う貨物の輸送
 - 二 同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車による貨物の輸送
- 33 「非化石エネルギー自動車」とは、電気事業者、水素自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいい、それぞれ値を記入すること。また、ハイブリッド自動車についても、できる限り記入すること。
- 34 第6表は、(イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記入すること。ただし「(ロ)の理由」が「(イ)の理由」と同様になる場合には、「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 35 第7表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。
- 36 第9表の1の上段の欄には、当該年度を記入すること。
- 37 第9表のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 38 第9表の「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 39 第9表の3の「1. 有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。
- 40 電気需要の最適化に関する措置は、参考情報として記入すること。
- 41 荷主認定-第2表、荷主認定-付表1、荷主認定-付表2、荷主認定-付表3、荷主認定-第3表の記入に当たっては、第1表、付表1、付表2、付表3、第9表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第31(第82条第1項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 31 (第 82 条第 1 項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

認定管理統括荷主に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

1. 認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者の概要

(1) 認定管理統括荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

(2) 管理関係荷主となる者

特定荷主番号、認定管理統括荷主番号又は管理関係荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

2. 認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係

--

3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理の概要

--

4. 認定管理統括荷主となる者及び管理関係荷主となる者が貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量

(年度)	トンキロ
------------	------

5. その他

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

○認定管理統括荷主となる者と管理関係荷主となる者の関係を証明する書類 **【別添1】**

○エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理が行われていることを証明する書類 **【別添2】**

様式第32(第82条第3項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 32 (第 82 条第 3 項関係)

認定管理統括荷主に係る不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第33(第83条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 33 (第 83 条関係)

認定管理統括荷主に係る認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定管理統括荷主については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 1 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 法第 1 1 7 条第 2 項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第34(第85条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 34 (第 85 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第121条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 荷主連携省エネルギー措置を実施する者の概要

(1) 代表申請者

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

(2) 共同申請者

特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	
主たる事業	
細分類番号	
資本金	
従業員数	
連絡先	電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス

2. 荷主連携省エネルギー措置の目標

--

3. 荷主連携省エネルギー措置の内容

--

(チェック欄)

荷主連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	
---	--

4. 荷主連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	
実施期間	
※計画の実施の始期及び終期を記載すること。	

5. 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

--

6. 荷主連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先 (千円)				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
備考							

(2) 支援措置の利用

荷主連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り () 2. 無し
---------------------------------	--------------------

(3) 荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等される荷主連携関連高度省エネルギー増進設備等

取得者	取得予定年月	設備等の名称	予定数量	予定取得価格 (千円)
備考				

7. その他

--

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかき書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 5 複数の荷主連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

○荷主連携省エネルギー措置の概念図

【別添1】

様式第35(第86条第2項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 35 (第 86 条第 2 項関係)

荷主連携省エネルギー計画の不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった荷主連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考

1

この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2

認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第36(第87条第1項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 36 (第 87 条第 1 項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の変更に係る認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第122条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

1. 変更事項の内容

2. 変更時期

3. 変更理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 4 複数の荷主連携省エネルギー計画について変更の認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

様式第37(第87条第4項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 37 (第 87 条第 4 項関係)

認定荷主連携省エネルギー計画の変更不認定通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで変更認定申請のあった荷主連携省エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

2 認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第38(第88条第2項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 38 (第 88 条第 2 項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

荷主連携省エネルギー計画の軽微な変更の届出書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた荷主連携省エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第122条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1. 変更事項
- 2. 変更事項の内容

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第39(第89条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 39 (第 89 条関係)

認定荷主連携省エネルギー計画の認定取消し通知書

殿

年 月 日

経済産業大臣 名

年 月 日付けで認定をした荷主連携省エネルギー計画については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 2 2 条第 3 項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第40(第90条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 40 (第 90 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

定 期 報 告 書

殿
年 月 日

住 所
法人名
法人名 (英語表記)
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 1 2 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者の名称					
主たる 事務所の所在地	〒 電話 (- -)				
主たる事業					
細分類番号					
作成担当者 連絡先	職名 氏名 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス				
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有・無 有の場合 変更前の事業者の名称 : 変更前の事業者の所在地 : 〒					

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること

第1表 エネルギー使用量等

1 エネルギーの使用量及び荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

識別	区分		算定方法	荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量	
				熱量 GJ	連携分のエネルギー使用量 GJ
	自家輸送	貨物自動車 ()	有/無		
		その他 ()	有/無		
	委託輸送	貨物自動車 ()	有/無		
		貨物自動車 ()	有/無		
		貨物自動車 ()	有/無		
		貨物自動車 ()	有/無		
		貨物自動車 ()	有/無		
		貨物自動車 ()	有/無		
		貨物自動車 ()	有/無		
		船舶 ()	有/無		
		船舶 ()	有/無		
		鉄道 ()	有/無		
		航空機 ()	有/無		
		合計 GJ			
		うち非化石 GJ			
		原油換算 kl		⑩	
		うち非化石 kl			
		前年度原油換算 kl			
		対前年度比 (%)			

補足 エネルギー使用量の算定方法に関して

付表1 燃料法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		エネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量			
					連携分を除いたエネルギー使用量 GJ		連携分のエネルギー使用量 GJ	
			数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
		軽油	kl		kl		kl	
		()						
		()						
	その他 ()	()						
		()						
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	kl		kl		kl	
		軽油	kl		kl		kl	
		()						
		()						
	船舶 ()	A 重油	kl		kl		kl	
		B・C 重油	kl		kl		kl	
		()						
	鉄道 ()	軽油	kl		kl		kl	
		電気	千 kWh		千 kWh		千 kWh	
		()						
	航空機 ()	ジェット燃料油	kl		kl		kl	
		揮発油	kl		kl		kl	
		()						
合計								

補足 燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表2 燃費法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分		輸送距離 (km)	エネルギー使用量		荷主運搬省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量				(参考) 平均燃費		
						連携分を除いたエネルギー使用量GJ		連携分のエネルギー使用量GJ				
				数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ			
	自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l	
			軽油		kl		kl		kl		km/l	
			()									
			()									
		その他 ()	()									
			()									
			()									
			()									
		貨物自動車 ()	揮発油		kl		kl		kl		km/l	
			軽油		kl		kl		kl		km/l	
			()									
			()									
	委託輸送	船舶 ()	A重油		kl		kl		kl		km/l	
			B・C重油		kl		kl		kl		km/l	
			()									
		鉄道 ()	軽油		kl		kl		kl		km/l	
電気			千 kWh		千 kWh		千 kWh		km/千 kWh			
()												
		航空機 ()	ジェット燃料油		kl		kl		kl		km/kl	
			揮発油		kl		kl		kl		km/kl	
			()									
		合計										

補足 燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して

付表3 トンキロ法によるエネルギー使用量等の算定

識別	区分			輸送量 (千トン キロ)	エネルギー使用 量		荷主連携省エネルギー措置を踏ま えたエネルギー使用量				(参 考) 平均積 載率	(参考) エネルギー消費原 単位 (kl/ト ンキロ)
							連携分を除いた エネルギー使用 量 GJ		連携分のエネル ギー使用量 GJ			
		燃料	最大積載量 (kg)		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ		
自家輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
			500～1,499		kl		kl		kl		%	
			1,500～		kl		kl		kl		%	
		軽油	～499		kl		kl		kl		%	
			1,000～ 1,999		kl		kl		kl		%	
			2,000～ 3,999		kl		kl		kl		%	
			4,000～ 5,999		kl		kl		kl		%	
			6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
			その他 ()		kl		kl		kl			
	その他 ()	()										
		()										
委託輸送	貨物自動車 ()	揮発油	～499		kl		kl		kl		%	
			500～1,499		kl		kl		kl		%	
			1,500～		kl		kl		kl		%	
		軽油	～499		kl		kl		kl		%	
			1,000～ 1,999		kl		kl		kl		%	
			2,000～ 3,999		kl		kl		kl		%	

			4,000～ 5,999		kl		kl		kl		%	
			6,000～ 7,999		kl		kl		kl		%	
			8,000～ 9,999		kl		kl		kl		%	
			10,000～ 11,999		kl		kl		kl		%	
			12,000～ 16,999		kl		kl		kl		%	
			17,000～		kl		kl		kl		%	
		その他 ()	()		kl		kl		kl			
		船舶	()									
			()									
		鉄道	()									
		航空機	()									
		合計										

補足 トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して

2 荷主連携省エネルギー措置の実績

2-1 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

--

2-2 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量の算出の方法

--

2-3 荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		荷主連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		荷主連携省エネルギー措置に係る換算係数		荷主連携省エネルギー措置に関して貨物輸送事業者に行わせたこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

第2表 荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値

	年度	対前年度比 (%)
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値 (名称:) (単位:)	㉔	

第3表 エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比 (%)
原単位= $\frac{\text{荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 kJ) (㉕)}}{\text{荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (㉔)}}$		

第4表 過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位変化
荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
前年度比 (%)		㉖	㉗	㉘	㉙	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の捺印を付した欄は記入しないこと。
- 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 作成担当者連絡先の欄には、本報告書の作成を担当した者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入すること。
- 6 第1表、付表1、付表2及び付表3の「自家輸送」とは自家用貨物自動車による貨物の輸送、「委託輸送」とは事業用貨物自動車による貨物の輸送をいう。
- 7 第1表の識別の欄には、付表1、付表2及び付表3の識別の欄と共通の番号を記入すること。
- 8 第1表の区分の欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 9 第1表のエネルギー使用量の算定範囲について説明した資料を添付すること。この説明資料については図等を用いることとし、図等には識別番号を付すこと。
- 10 第1表補足の欄には、エネルギー使用量の算定方法等を前年度から変更した場合に、その理由等を記入すること。
- 11 付表1の「燃料法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 12 付表1の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 13 付表1の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 14 付表1の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。
- 15 付表1の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 16 付表1補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 17 付表2の「燃費法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 18 付表2の区分の貨物自動車、船舶、鉄道及び航空機の下欄の（ ）内には、専用便等その区分を特徴付ける名称を記入すること。
- 19 付表2の区分の揮発油及び軽油等の下欄には、当該区分に掲げる燃料以外の燃料を使用した場合にその燃料の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 20 付表2の平均燃費の欄には、輸送距離（km）と荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量（数値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{平均燃費} = \frac{\text{輸送距離 (km)}}{\text{エネルギー使用量 (数値)}}$$
- 21 付表2の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 22 付表2補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 23 付表3の「トンキロ法」とは、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させる距離を乗じて得られる量と当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いて当該エネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算する方法をいう。
- 24 付表3のエネルギー消費原単位の欄には、輸送量（千トンキロ）と荷主連携省エネルギー措置を踏

まえたエネルギー使用量 (kl) を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{エネルギー消費原単位 (kl/トンキロ)} = \frac{\text{エネルギー使用量 (kl)}}{\text{輸送量(千トンキロ)} \times 1000}$$

- 2 5 付表3の荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を算出する際、経済産業大臣が定める貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法に規定する数値に代えて、当該エネルギーの使用量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該数値の根拠となる資料を添付すること。
- 2 6 付表3補足の欄には、前年度からの算定方法の変更事項等を記入すること。
- 2 7 第2表の「荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、輸送量（これに相当する金額を含む。）その他の貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る荷主連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（ ）内に記入すること。いずれを選択するかについては、原則として年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。
- 2 8 第3表の「原単位」とは、単位輸送量等当たりのエネルギー消費量をいう。
- 2 9 第4表の上段の欄には、当該年度を含む直近5年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
- 3 0 第4表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$5 \text{ 年度間平均原単位変化 (\%)} = (\text{㉔} \times \text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗})^{\frac{1}{4}} (\%)$$

様式第41(第100条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 41 (第 100 条関係)

表		第 号
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第166条第11項の規定による		
立 入 検 査 証		
写 真 押 出 ス タ ン プ	職名及び氏名	
	年 月 日生	
	年 月 日交付	
発行者 印		

裏

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律抜粋
第166条 経済産業大臣は、第7条第1項及び第5項、第10条第1項及び第3項、第13条第1項及び第3項、第19条第1項及び第4項、第22条第1項及び第3項、第25条第1項及び第3項、第34条第1項及び第3項、第37条第1項及び第3項、第43条第1項及び第3項並びに第46条第1項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 経済産業大臣は、第8条第1項、第9条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第14条第1項、第20条第1項、第21条第1項、第23条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第35条第1項、第36条第1項、第38条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第47条第1項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 3 主務大臣は、第3章第1節（第7条第1項及び第5項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第3項、第14条第1項、第19条第1項及び第4項、第20条第1項、第21条第1項、第22条第1項及び第3項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項及び第3項、第26条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第34条第1項及び第3項、第35条第1項、第36条第1項、第37条第1項及び第3項、第38条第1項、第43条第1項及び第3項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項及び第3項、第47条第1項並びに第54条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第50条第1項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

- 4 経済産業大臣は、第3章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 経済産業大臣は、第3章第4節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 経済産業大臣は、第113条第1項及び第4項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主（第109条に規定する荷主をいう。以下この項及び次項並びに第171条第3項において同じ。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 主務大臣は、第4章第1節第2款（第113条第1項及び第4項並びに第125条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第121条第1項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 10 経済産業大臣は、第6章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 11 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 12 第1項から第10項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第171条 第3章第1節（第5条第1項を除く。）及び第4節並びに第166条第3項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第5条第1項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。
- 3 第4章第1節第2款及び第166条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。
- 5 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。
- 第175条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 三 第16条第1項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第28条第1項（第52条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第40条第1項（第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第53条、第107条第1項（第140条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第115条第1項（第123条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第119条第1項（第123条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第124条、第131条第1項（第140条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第136条第1項（第140条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第141条、第145条第1項若しくは第166条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- 第176条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。
- 四 第166条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

様式第42(第101条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第42 (第101条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

光ディスク提出票

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 条第 項の規定による提出に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項
2. 光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法令の条項については、当該提出（又は報告）の適用条文明を記載すること。
 - 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
 - 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該提出（又は報告）の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
 - 5 該当事項がない欄は、省略すること。

様式第43(第104条関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 43 (第 104 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第104条第1項の規定に基づき、同規則第5条の届出、第7条の申出、第8条第5項の申請、第12条の届出、第13条第3項の申請、第15条の届出、第16条の申出、第17条第6項の申請、第22条の届出、第23条第10項の申請、第33条の届出、第34条の申出、第35条第1項又は第2項の提出、第36条の報告、第40条の届出、第42条の申出、第44条第1項の申請、第47条の申請、第49条第1項の申請、第50条第2項の届出、第52条の報告、第57条の報告、第75条の届出、第77条の申出、第78条第1項又は第2項の提出、第79条の報告、第82条第1項の申請、第85条の申請、第87条第1項の申請、第88条第2項の届出又は第90条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号									
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号									
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号									
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号									
所 在 地	〒								
事 業 所 名									
所 属 部 課									
氏 名									
電 話									
F A X									
メ ー ル ア ド レ ス									

- 備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
- 2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号の欄並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第44(第104条第3項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 44 (第 104 条第 3 項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用変更届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 1 0 4 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者番号									
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号									
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号									
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統 括貨客輸送事業者指定番号									
所 在 地	〒								
事 業 所 名									
所 属 部 課									
氏 名									
電 話									
F A X									
メ ー ル ア ド レ ス									

備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

- 2 特定事業者番号、特定運搬事業者番号又は認定管理統括事業者番号並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第45(第104条第3項関係)

(令5経産令11・全改)

様式第 45 (第 104 条第 3 項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 104 条第 3 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

- 1 識別符号
2 暗証符号

作成担当者連絡先

特定排出者番号										
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号										
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号										
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号										
所 在 地	〒									
事 業 所 名										
所 属 部 課										
氏 名										
電 話										
F A X										
メ ー ル ア ド レ ス										

- 備考 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
2 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
3 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
4 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。